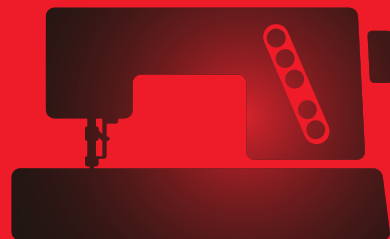


# 第80期 定時株主総会 招集ご通知



**日時**

2026年6月23日(火曜日)  
午前10時(開場午前9時)

**場所**

大阪市福島区福島五丁目6番16号  
ホテル阪神大阪 10階  
ザ・ボールルームA

**議案**

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役6名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件
- 第6号議案 Be Brave株式会社による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の継続の件

## 企業理念

人と技術を通じて、よりよい製品・サービス・品質の提供に取り組み、社会の発展に貢献すること。



# PEGASUS

## 株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、日ごろより格別のご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

近年、地政学リスクや原材料価格の変動、環境規制への対応、人材不足など、企業を取り巻く環境は一層厳しさを増しております。このような状況下において、アパレルマシナリー事業では、省力化及び自動化を軸とした製品開発を推進し、お客様の現場課題の解決に取り組んでまいりました。

また、オートモーティブ事業においては、アパレルマシナリー事業で培ってきた精緻な金属加工技術を基盤に、高い品質と信頼性が求められる自動車用部品の製造及び販売を行っております。グローバルな生産体制のもと、品質及び生産性の向上へ継続的に取り組み、さらなる事業基盤の強化を進めております。今後も市場ニーズを的確に捉え、安定的な成長を目指してまいります。

これら二本柱による安定的な事業基盤を活かし、変化を成長の機会と捉え、柔軟かつ着実な経営を進めてまいります。

今後も株主の皆様のご期待にお応えできるよう努めてまいりますので、引き続き変わらぬご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(証券コード6262)

2026年6月4日

(電子提供措置の開始日 2026年5月28日)

株 主 各 位

大阪市福島区鷺洲五丁目7番2号

株式会社 P E G A S U S

代表取締役社長 美馬成望

### 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト (<https://www.pegasus.co.jp/ja/ir/kabuinfo.html>)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

当社社名又は証券コードを入力・検索し、[基本情報][縦覧書類/PR情報]を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネット等による事前の議決権行使をお願い申し上げます。お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2026年6月22日(月曜日)午後5時30分(当社営業終了時刻)までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

※株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。

敬 具

#### 記

|   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 日 時     | 2026年6月23日(火曜日) 午前10時(開場午前9時)  |
| 2 | 場 所     | 大阪市福島区福島五丁目6番16号<br>ホテル阪神大阪 10階 ザ・ボールルームA  |
| 3 | 目 的 事 項 | 報告事項 1. 第80期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第80期(2025年4月1日から2026年3月31日まで)計算書類の内容報告の件<br>決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件<br>第2号議案 取締役6名選任の件<br>第3号議案 監査役2名選任の件<br>第4号議案 補欠監査役1名選任の件<br>第5号議案 取締役(社外取締役を除く)に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件<br>第6号議案 Be Brave株式会社による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の継続の件 |

**4** 招集にあたっての決定事項

- (1) 議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思を表示されたものとして取り扱わせていただきます。
- (2) 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の3日前までに議決権の不統一行使を行う旨とその理由を電子又は書面により当社にご通知ください。

以 上

- 当社は、法令及び定款第14条の規定に基づき、電子提供措置事項記載書面に記載すべき事項のうち、次に掲げる事項を上記インターネット上の各ウェブサイトに掲載していますので、書面交付請求をされた株主に交付する書面には記載しておりません。
  - ①連結計算書類の「連結注記表」
  - ②計算書類の「個別注記表」従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載の内容は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

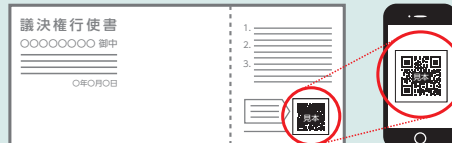
## 議決権の行使についてのご案内

### インターネット等による議決権行使の場合

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) をパソコン又はスマートフォンを用いてご利用いただくことによるのみ可能です。なお、議決権行使サイトは、携帯電話を用いたインターネットではご利用いただけませんのでご了承ください。



スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください  
「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。



行使期限 **2026年6月22日（月曜日）午後5時30分受付分まで**

インターネットによる  
議決権行使の操作方法に  
関するお問い合わせ

三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート  
電話 0120-652-031（フリーダイヤル）  
受付時間 午前9時～午後9時

### 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。  
議決権行使書面において、各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 **2026年6月22日（月曜日）午後5時30分到着分まで**

### 株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 **2026年6月23日（火曜日）午前10時（開場：午前9時）**

### 機関投資家向け「議決権電子行使プラットフォーム」の利用について

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合に、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

- 書面とインターネット等により、二重に議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネット等によって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- インターネットに関する費用（接続料金、通信料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、ご利用いただけない場合があります。

## 決議ご通知についてのご案内

本株主総会の決議結果につきましては、決議ご通知の発送に代えて、当社ウェブサイト上のご案内とさせていただきます。あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。

(<https://www.pegasus.co.jp/bit/w88wpg>)

QRコードはこちらです。→



## インターネットによる同時中継のご案内

会場以外でも株主総会の模様をご覧いただけるようインターネットによる同時中継を実施いたします。「インターネット等」又は「書面（郵送）」による議決権行使も併せてご利用ください。

### インターネットによる同時中継のご案内



以下のURL又はQRコードにて中継サイトにアクセスし、IDとパスワードを入力してご覧ください。

**中継時間 2026年6月23日（火曜日）午前10時から総会終了まで**

※QRコードは、株式会社デンソーウェアの登録商標です。

<同時中継ご視聴にあたっての注意事項>

- 株主総会当日の決議にご参加いただくことはできません。議決権行使は、「インターネット等」又は「書面（郵送）」にて、期限内に実施いただきますよう、お願いいたします。
- ご質問及び動議をお受けすることはできません。
- ご使用の機器及びインターネットの接続環境ならびに回線の状況等により、ご視聴いただけない場合がございます。
- 撮影、録画、録音はご遠慮ください。
- ID及びパスワードの当社の株主様以外の方への提供は固くお断りいたします。
- ご出席株主様の容姿は映さないように配慮いたしますが、やむを得ず映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向け、リターンの最大化と投下資本の最小化を両立させるBSマネジメント方針のもと、株主の皆様への利益還元の充実を図るべく、財務状況や資本効率等を総合的に勘案した剰余金の処分を基本方針としております。上述の基本方針に基づき、剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

#### 1 配当財産の種類

金銭といたします。

#### 2 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき、金20円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は、478,830,480円となります。

#### 3 剰余金の配当が効力を生じる日

2026年6月24日といたしたいと存じます。

## 第2号議案 取締役6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役6名全員の任期が満了となりますので、新たに取締役6名の選任をお願いしたいと存じます。なお、本議案が原案どおり承認可決されますと、当社取締役6名のうち社外取締役は3名となります。取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 |          | 氏 名                    | 当社における現在の地位 |
|-------|----------|------------------------|-------------|
| 1     | 再任       | み ま しげ み<br>美 馬 成 望    | 代表取締役社長     |
| 2     | 再任       | おか だ よし ひで<br>岡 田 義 秀  | 専務取締役       |
| 3     | 再任       | み ま まさ みち<br>美 馬 正 道   | 常務取締役       |
| 4     | 再任 社外 独立 | こ たか のり お<br>小 高 得 央   | 社外取締役       |
| 5     | 再任 社外 独立 | た なか ち か<br>田 中 知 加    | 社外取締役       |
| 6     | 再任 社外 独立 | すぎ やま きよ かず<br>杉 山 清 和 | 社外取締役       |

## 【取締役候補の指名を行うに当たっての方針と手続】

取締役候補の指名にあたりましては、的確かつ迅速な意思決定と適材適所の観点より総合的に検討しており、当社の企業理念を理解・実践し、将来にわたる持続的成長に貢献できる人材を中心とすることが必要だと考えております。

取締役の選任にあたりましては、「指名・報酬委員会」にて取締役会に上程、決定しております。

候補者番号

1

み ま しげ み  
美 馬 成 望

(1968年5月4日生)

再任

保有する  
当社の株式数 649,300株



### <略歴、地位及び担当>

1996年3月 当社 入社  
2001年4月 PEGASUS SEWING MACHINES (HONG KONG) LTD.社長  
2003年10月 当社 販売部長  
2005年6月 当社 取締役  
2008年6月 当社 上席執行役員  
2010年9月 美馬精機株式会社 代表取締役社長  
2012年6月 当社 取締役執行役員  
2012年8月 当社 製造本部副本部長  
2015年4月 当社 代表取締役社長  
2016年6月 当社 代表取締役社長執行役員（現任）  
2017年7月 PEGASUS VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD.理事長（現任）  
2019年10月 ペガサス（天津）ミシン有限公司 董事長  
2021年6月 南通ペガサス自動車部品製造有限公司 董事長  
2021年9月 美馬精機株式会社 代表取締役社長  
2024年4月 美馬精機株式会社 代表取締役会長

### <重要な兼職の状況>

PEGASUS VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD. 理事長

### <取締役候補者とした理由>

美馬成望氏は、当社販売部長及び製造担当役員ならびに販売子会社社長、製造子会社社長を歴任しており、2012年に取締役就任以来当社経営に参画しております。また、グループの中核であるアパレルマシナリー事業においては、販売・製造ともに高い専門性を有し、またオートモーティブ事業においては、生産体制の増強等、卓越したリーダーシップを発揮しております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、同氏を取締役の候補者といたしました。

候補者番号

2

おか だ よし ひで  
**岡 田 義 秀**

(1963年8月26日生)

**再任**

保有する  
当社の株式数 16,600株



<略歴、地位及び担当>

1986年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行  
2004年2月 当社 財務部長  
2014年7月 当社 管理本部副本部長 兼 総務部長  
2014年9月 当社 執行役員  
2017年7月 当社 上席執行役員  
2018年7月 ペガサス（天津）ミシン有限公司 総経理  
2019年6月 当社 取締役執行役員  
2021年6月 当社 常務取締役執行役員  
2022年6月 当社 製造本部長  
2023年6月 当社 常務執行役員  
2024年6月 当社 専務取締役執行役員（現任）  
当社 アパレルマシナリー事業本部長  
2024年8月 ペガサス（天津）ミシン有限公司 董事長（現任）  
2025年4月 当社 管理本部管掌  
2026年4月 当社 管理本部長（現任）  
2026年4月 当社 アパレルマシナリー事業本部管掌（現任）

<重要な兼職の状況>

ペガサス（天津）ミシン有限公司 董事長

<取締役候補者とした理由>

岡田義秀氏は、当社財務部長及び総務部長を歴任しており、2019年6月からの4年間、さらに2024年6月から当社取締役として、経営に参画し、中国の製造販売子会社の総経理として販売・製造・管理全般を統括する高い見識を有し、かつグローバル経営を実行していくに相応しい豊富な経験を有しております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、同氏を取締役の候補者といたしました。

候補者番号

3

み ま まさ みち  
美 馬 正 道

(1970年1月7日生)

再任

保有する  
当社の株式数 478,500株



<略歴、地位及び担当>

2000年4月 当社 入社  
2007年12月 当社 経営企画部長  
2009年2月 当社 製造本部製販管理部長  
2010年4月 PEGASUS-VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD.社長  
2013年4月 PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS (VIETNAM) CO., LTD.社長  
2015年9月 当社 執行役員 兼 ダイカスト事業本部副本部長  
2016年4月 PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V.社長  
2020年4月 当社 上席執行役員  
2021年6月 当社 取締役執行役員  
2023年6月 当社 常務執行役員  
2024年6月 当社 オートモーティブ事業本部長 (現任)  
2024年7月 PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD. 理事長 (現任)  
PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V.取締役 (議長) (現任)  
2025年3月 PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD.社長  
2025年6月 当社 常務取締役執行役員 (現任)  
天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司 董事長 (現任)  
南通ペガサス自動車部品製造有限公司 董事長 (現任)

<重要な兼職の状況>

PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD.理事長  
PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V.取締役 (議長)  
天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司 董事長  
南通ペガサス自動車部品製造有限公司 董事長

<取締役候補者とした理由>

美馬正道氏は、当社経営企画部長及び製販管理部長を歴任しており、2021年6月からの2年間、さらに2025年6月から当社取締役として経営に参画し、ベトナム及びメキシコのオートモーティブ製造子会社社長として設立から従事するなど高い見識を有し、かつグローバル経営を実行していくに相応しい豊富な経験を有しております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、同氏を取締役の候補者といたしました。

候補者番号

4

こ たか のり お  
小 高 得 央

(1962年6月17日生)

再任

社外

独立

保有する  
当社の株式数

一株



#### <略歴、地位及び担当>

1986年4月 三井物産株式会社 入社  
1995年1月 株式会社フルステリ 代表取締役社長  
1997年3月 大日実業株式会社 代表取締役社長  
1997年8月 大日化成工業株式会社 代表取締役社長  
2006年6月 株式会社アテクト 代表取締役社長  
2007年5月 株式会社アテクトコリア 代表取締役  
2010年1月 アテクト・プログレッシブ・アンド・イノヴェイティヴ・マニユ  
ファクチャリング株式会社 (現 株式会社アテクトエンジニアリング)  
代表取締役社長  
2010年8月 上海昂統快泰商貿有限公司 董事長  
2010年11月 安泰科科技股份有限公司 董事長  
2021年2月 株式会社アテクト 取締役会長  
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)

#### <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

小高得央氏は、国内外における製造業の経営に関する経験及び深い見識を有しており、2021年に当社社外取締役へ就任以来、当社取締役会において客観的な立場で積極的なご発言をいただいております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしましたので同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏には今後も国内外における製造業の経営に関する経験及び深い見識を活かし、幅広い経営的視点からの助言、意見及び業務執行の監督機能強化への貢献を期待しております。

候補者番号

5

た なか ち か  
田 中 知 加

(1971年2月27日生)

再任

社外

独立

保有する  
当社の株式数

一株



<略歴、地位及び担当>

1999年10月 株式会社ワーク 入社  
2012年11月 同社 取締役  
2015年2月 同社 代表取締役副社長  
2015年8月 同社 代表取締役社長 (現任)  
2021年6月 当社 社外取締役 (現任)  
2023年3月 パテック株式会社 代表取締役 (現任)

<重要な兼職の状況>

株式会社ワーク 代表取締役社長  
パテック株式会社 代表取締役

<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

田中知加氏は、国内外における製造業の経営に関する経験及び深い見識を有しており、2021年に当社社外取締役へ就任以来、当社取締役会において客観的な立場で積極的なご発言をいただいております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしましたので同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏には今後も国内外における製造業の経営に関する経験及び深い見識を活かし、幅広い経営的視点からの助言、意見及び業務執行の監督機能強化への貢献を期待しております。

候補者番号

6

すぎ やま きよ かず  
杉 山 清 和

(1962年1月9日生)

再任

社外

独立

保有する  
当社の株式数

一株



#### <略歴、地位及び担当>

1986年4月 林 達三税理士事務所 入所  
1988年4月 税理士登録  
1990年11月 杉山清和税理士事務所 開設  
2004年6月 税理士法人神戸合同会計事務所に改組 (現 税理士法人SWATS)  
代表社員 (現任)  
2017年6月 当社 社外監査役  
2025年6月 当社 社外取締役 (現任)

#### <重要な兼職の状況>

税理士法人SWATS 代表社員  
株式会社宗杉興産 代表取締役  
株式会社神戸経営管理センター 取締役

#### <社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>

杉山清和氏は、税理士としての豊富な経験と深い見識を有しており、2017年6月から当社社外監査役として、さらに2025年6月からは社外取締役として、当社取締役会及び監査役会において客観的な立場で積極的なご発言をいただいております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしましたので、同氏を社外取締役候補者といたしました。

同氏には今後も客観的な視点から経営全般に関する助言、意見をいただくとともに、当社のガバナンス体制強化及び業務執行の監督機能強化への貢献を期待しております。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
2. 上記取締役候補者の保有する当社の株式数は、2026年3月31日現在のものです。  
3. 当社は、小高得央、田中知加及び杉山清和の各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。  
4. 杉山清和氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記<社外取締役候補者とした理由及び期待される役割>に記載の理由から、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。  
5. 当社は、取締役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する訴訟による損害を当該保険契約により填補することとしております。各取締役候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。  
6. 小高得央、田中知加及び杉山清和の各氏は社外取締役候補者として選任するものであります。  
なお、当社は小高得央、田中知加及び杉山清和の各氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において、各氏の選任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。  
7. 小高得央及び田中知加の各氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。  
8. 杉山清和氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。なお、2017年6月から2025年6月までの8年間は、当社社外監査役でありました。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役溝渕雅男氏は本總會終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査体制の強化及び充実を図るため監査役1名の増員と合わせ、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 |          | 氏名                  | 当社における現在の地位  |
|-------|----------|---------------------|--------------|
| 1     | 新任       | さとう ふみ やす<br>佐藤 文 泰 | カンパニーエグゼクティブ |
| 2     | 再任 社外 独立 | みぞぶち まさ お<br>溝渕 雅 男 | 社外監査役        |

|            |                                      |    |                           |
|------------|--------------------------------------|----|---------------------------|
| 候補者番号<br>1 | さとう ふみ やす<br>佐藤 文 泰<br>(1965年8月14日生) | 新任 | 保有する<br>当社の株式数<br>10,500株 |
|------------|--------------------------------------|----|---------------------------|



### <略歴及び地位>

1988年4月 株式会社住友銀行（現 株式会社三井住友銀行）入行  
 2017年5月 当社 経営企画室長  
 2018年5月 当社 執行役員  
 2018年7月 当社 管理本部副本部長 兼 経営企画部長  
 2019年7月 当社 管理本部副本部長 兼 総務部長  
 2021年9月 当社 財務部長  
 2023年6月 当社 カンパニーエグゼクティブ（現任）

### <監査役候補者とした理由>

佐藤文泰氏は、当社経営企画室長及び総務部長ならびに財務部長を歴任しており、当社の豊富な業務経験と知見を有しております。これまでの実績と経験を活かし、当社の監査体制の一層の強化を図るため、有益な助言や提言が期待できると判断しております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、同氏を監査役候補者といたしました。

候補者番号  
2

みぞ ぶち まさ お  
**溝 渕 雅 男**  
(1982年3月28日生)

再任

社外

独立

保有する  
当社の株式数

一株



#### <略歴及び地位>

2006年10月 弁護士登録大阪弁護士会 入会  
2006年10月 共栄法律事務所 入所（現任）  
2015年4月 関西学院大学法科大学院 非常勤講師  
2016年4月 立命館大学法科大学院 客員教授  
2019年4月 大阪公立大学法科大学院 特任教授（現任）  
2025年3月 当社 社外監査役（現任）

#### <重要な兼職の状況>

共栄法律事務所 弁護士  
大阪公立大学法科大学院 特任教授

#### <社外監査役候補者とした理由>

溝渕雅男氏は、弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、2025年に監査役に就任以来、当社業務執行の監査ならびに適法性確保のための適切な助言、提言をいただいております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、社外監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断いたしましたので同氏を社外監査役候補者といたしました。

- (注)
1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 上記監査役候補者の有する当社の株式数は、2026年3月31日現在のものであります。
  3. 溝渕雅男氏は社外監査役候補者として選任するものであります。  
なお、当社は同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、本総会において、同氏の再任が原案どおり承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
  4. 溝渕雅男氏は、過去に社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記<社外監査役候補者とした理由>に記載の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。
  5. 当社は、溝渕雅男氏との間で会社法第423条第1項に定める賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額としております。同氏の再任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。また、佐藤文泰氏の選任が原案どおり承認された場合、当社は同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
  6. 当社は、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する訴訟による損害を当該保険契約により填補することとしております。各監査役候補者が選任された場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。
  7. 溝渕雅男氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって1年3か月となります。

## 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

|               |    |    |    |    |    |                |    |
|---------------|----|----|----|----|----|----------------|----|
| しも            | もと | たか | ふみ |    |    | 保有する<br>当社の株式数 | 一株 |
| 下             | 元  | 高  | 文  | 社外 | 独立 |                |    |
| (1974年5月31日生) |    |    |    |    |    |                |    |

### <略歴及び地位>

- 2001年10月 弁護士登録大阪弁護士会 入会  
鎌倉・檜垣法律事務所 入所
- 2008年4月 田中・下元法律事務所 設立
- 2015年6月 公益財団法人発酵研究所 社外監事 (現任)
- 2017年4月 弁護士法人ニューステージ 代表社員 (現任)
- 2026年3月 株式会社染の川組 社外取締役 (現任)

### <重要な兼職の状況>

- 弁護士法人ニューステージ 代表社員
- 公益財団法人発酵研究所 社外監事
- 株式会社染の川組 社外取締役

### <補欠社外監査役候補者とした理由>

下元高文氏は、弁護士としての豊富な経験と深い見識を有しており、監査役として、当社業務執行の監査ならびに適法性確保のため、適切な助言、提言をいただけると判断しております。以上の経歴を踏まえ、本人の人格・見識などを総合的に勘案し、同氏を補欠社外監査役候補者といたしました。

- (注)
1. 補欠監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  2. 上記補欠監査役候補者の有する当社の株式数は、2026年3月31日現在のものであります。
  3. 下元高文氏は補欠の社外監査役として、選任するものであります。
  4. 下元高文氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、上記<補欠社外監査役候補者とした理由>に記載の理由から、社外監査役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。  
なお、同氏が社外監査役として就任された場合、東京証券取引所が規定する独立役員として届け出る予定であります。
  5. 下元高文氏が社外監査役に就任した場合、当社の定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
  6. 当社は、監査役を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する訴訟による損害を当該保険契約により填補することとしております。下元高文氏が社外監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 【ご参考】当社が定める社外役員の独立性基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準に加え、以下の各要件のいずれかに該当する者は、独立性を有しないものと判断する。

1. 現在において、次の①～⑧のいずれかに該当する者
  - ①当社の主要な株主（議決権所有割合10%以上の株主）又はその業務執行者
  - ②当社の取引先で、直近事業年度における当社との取引額が当社の年間連結総売上の2%を超える取引先又はその業務執行者
  - ③当社を取引先とする者で、直近事業年度における当社との取引額がその者の年間連結総売上の2%を超えるもの又はその業務執行者
  - ④当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者又はその業務執行者
  - ⑤当社の会計監査人である公認会計士又は監査法人の社員、パートナーもしくは従業員（ただし、補助的スタッフは除く）
  - ⑥当社から、直近事業年度において1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30%のいずれか大きい額を超える寄附又は助成を受けている組織の業務執行者
  - ⑦弁護士、公認会計士又は税理上その他のコンサルタントであって、役員報酬以外に、当社から過去3事業年度の平均で、1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者
  - ⑧法律事務所、監査法人、税理士法人又はコンサルティング・ファームその他の専門的アドバイザー・ファームであって、過去3事業年度の平均で、その年間連結総売上高の2%以上の支払いを当社から受けた先に所属する者（ただし、補助的スタッフは除く）
2. 過去3年間のいずれかの時点において、上記①～⑥のいずれかに該当していた者

## 【ご参考】株主総会後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス（予定）

| 地位  | 氏名 | ジェンダー | 海外事業 | 製造・研究開発 | 営業・マーケティング | 法務・リスクマネジメント | 人的資本 | 財務・会計 | IT |
|-----|----|-------|------|---------|------------|--------------|------|-------|----|
| 取締役 | 社内 | 美馬成望  | 男性   | ○       | ○          | ○            |      |       | ○  |
|     |    | 岡田義秀  | 男性   | ○       | ○          | ○            | ○    | ○     |    |
|     |    | 美馬正道  | 男性   | ○       | ○          | ○            |      |       |    |
|     | 社外 | 小高得央  | 男性   | ○       | ○          | ○            |      |       | ○  |
|     |    | 田中知加  | 女性   | ○       | ○          | ○            |      |       |    |
|     |    | 杉山清和  | 男性   |         |            |              | ○    | ○     |    |
| 監査役 | 社内 | 吉田泰三  | 男性   | ○       |            | ○            | ○    | ○     |    |
|     |    | 佐藤文泰  | 男性   |         |            | ○            | ○    | ○     |    |
|     | 社外 | 溝渕雅男  | 男性   |         |            | ○            | ○    |       |    |
|     |    | 今中明子  | 女性   |         |            |              | ○    | ○     |    |

(注) 1.上記の一覧表は各氏の経験などを踏まえて、より専門性が発揮できる領域を記載しており、有する全ての知見を表すものではありません。

## スキル・マトリックス各項目の選定理由

|              |   |
|--------------|---|
| 海外事業         | 市場拡大に伴うグローバルな事業展開を適切に推進・監督するためには、海外での事業マネジメント経験を通じて、グローバル事業特有の機会とリスクを把握し、事業環境や文化の違いを踏まえた判断ができる知見・経験が必要であるため。  |
| 製造・研究開発      | 事業戦略に即した高性能・高品質な製品開発と適切なタイミングでの市場投入を実現し、ものづくりを通じたさらなるブランド価値向上を図るため、開発から製造プロセス全体にわたる知見と経験が必要であるため。             |
| 営業・マーケティング   | 変化する市場ニーズを踏まえ、国内外の顧客に対して最適な商品・ソリューションを提供するとともに、販売先拡大に向けたマーケティング戦略を立案・実行し、それらを適切に監督することで、持続的な企業価値向上と成長を推進するため。 |
| 法務・リスクマネジメント | 法令遵守を含むリスクマネジメントを適切に実行・監督し、取締役会の経営監督機能とガバナンス体制を強化するため、法務及びリスク管理に関する知見・経験が必要であるため。                             |
| 人的資本         | グローバル企業として責任ある経営を持続的に推進するためには、ダイバーシティの推進を含む人財開発をはじめとした人的資本経営に関する深い見識が必要となるため。                                 |
| 財務・会計        | 健全な財務基盤の構築と資本効率の向上を両立し、企業価値の持続的な向上を図るため、経営戦略と連動した財務戦略や資本政策について適切な判断・監督を行うための財務・会計に関する深い知見が必要であるため。            |
| IT           | デジタル技術の進展を踏まえ、事業変革や業務プロセスの高度化・効率化や新たな価値向上を推進するためには、IT・DX分野に関する知見と経験が必要であるため。                                  |

## 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式報酬制度導入の件

当社の取締役の報酬額は、2008年6月24日開催の当社第62期定時株主総会において、年額3億50百万円以内（使用人分給与は含まない。）として、ご承認をいただいております。

今般、当社は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）が、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、対象取締役に対し、一定の譲渡制限期間及び当社による無償取得事由等の定めに従って当社普通株式（以下、「譲渡制限付株式」といいます。）を下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

つきましては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、上記の取締役の報酬額とは別枠として、対象取締役に対する譲渡制限付株式に関する報酬等として支給する金銭報酬債権の総額を、年額35百万円以内として設定いたしたいと存じます。なお、譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、下記2. に定める各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限が発行済株式総数に占める割合は0.40%程度と希釈化率は軽微であることから、その内容は相当なものであると考えております。

本議案をご承認いただいた場合、ご承認いただいた内容とも整合するよう、本総会終了後の当社取締役会において、事業報告の「4. 会社役員に関する事項（4）取締役及び監査役の報酬等の額」に記載の方針につき、本議案（ご参考）に記載のとおり変更することを予定しております。本議案は、当該変更後の方針に沿うものであり、相当な内容であると判断しております。

また、現在の当社の取締役は6名（うち社外取締役3名）であり、第2号議案のご承認が得られた場合、取締役は6名（うち社外取締役3名）となり、対象取締役は3名となります。

### 記

対象取締役に対する譲渡制限付株式の具体的な内容及び数の上限

#### 1. 譲渡制限付株式の割当て及び払込み

当社は、対象取締役に対し、当社取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式に関する報酬等として上記の年額の範囲内で金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当てを受ける。

なお、譲渡制限付株式の払込金額は、その発行又は処分に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲で当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記3. に定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

## 2. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に対して割り当てる譲渡制限付株式の総数10万株を、各事業年度において割り当てる譲渡制限付株式の数の上限とする。

ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該譲渡制限付株式の総数を合理的に調整することができる。

## 3. 譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当てに際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当てを受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

### (1) 譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員、カンパニーエグゼクティブ、上級フェロー及び使用人（以下、「当社関係者」という。）のいずれの地位からも退任又は退職する日までの間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない（以下、「譲渡制限」という。）。

### (2) 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当社関係者のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を当然に無償で取得する。

また、本割当株式のうち、上記（1）の譲渡制限期間が満了した時点において下記（3）の譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合には、当社はこれを当然に無償で取得する。

### (3) 譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び当社関係者のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社及び当社子会社の取締役、監査役及び当社関係者のいずれの地位からも退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

### (4) 組織再編等における取り扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (ご参考)

当社は、本総会終結の時以降、当社の執行役員及び一定の条件を満たす従業員に対しても、取締役会決議等に基づき同様の譲渡制限付株式を、割り当てる予定です。

また取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針を以下のとおり変更する予定です。

#### ①取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した報酬体系としております。具体的には、月額報酬として支払われる固定報酬及び連結業績の達成度により変動する業績連動報酬によって構成されております。なお、業務執行に従事しない社外取締役の報酬は、経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、月額報酬のみとしております。

取締役の月額報酬水準及び業績連動報酬の算定基準ならびに総額等の変更や決定をするにあたり、報酬及び業績連動報酬の水準及び総額の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するために、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長及び独立社外取締役3名の合計4名による「指名・報酬委員会」の答申を受けて、取締役会が決定しております。

さらに毎年「指名・報酬委員会」のなかで、報酬の内容について、上記の決定方針と整合性がとれているか多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社の監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。

### ②月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月額報酬については、外部機関による役員報酬の支給水準に関する調査結果も参考にし、報酬水準の客観性を確保したうえで、「役割・責任度合い」ならびに「会社業績への貢献度」に基づいて、職位ごとに月額報酬水準を設定しております。

月額報酬については中長期的な観点も踏まえ、「担当領域の規模及び複雑性」に加え「会社業績への寄与度」などを含めた役員考課を毎年実施し、考課結果を勘案のうえで金額を決定することとし、一定のインセンティブとしての機能を設けております。

ただし、会社業績の著しい悪化等により、通常の方法で算出した報酬額を支給することが妥当でない状況においては、報酬の減額措置を講ずることがあります。

また、月額報酬のうち、役位ごとに定めた一定額以上を株式累積投資に拠出することとし、この拠出により取得した持分については、在任期間中の売買を禁止しております。これにより、中長期的に株価上昇へのインセンティブを付与しております。

### ③業績連動報酬の内容及び額の算定方式の決定に関する方針

業績連動報酬は現金報酬（賞与）及び譲渡制限付株式報酬とし、現金報酬（賞与）については直近の親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に対し、内規で定められた一定割合をベースとして、「配当」「従業員の賞与水準」「他社の動向」「中長期業績及び過去の支給実績」などを総合的に勘案のうえ決定し、一定の時期に支給しております。

また、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬を支給することとし、貢献度等諸般の事項を総合的に勘案のうえ決定し、一定の時期に支給しております。

従って、業績連動報酬の支給総額は業績に応じて変動するため、総支給額における業績連動報酬の支給割合については変動いたします。

## 第6号議案

# Be Brave株式会社による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の継続の件

当社は、2026年5月13日付「Be Brave株式会社による当社株式の大量買付等を踏まえた当社株券等の大規模買付行為等に関する対応方針の導入に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、Be Brave株式会社（以下「Be Brave」といいます。）が、2025年11月12日に提出した大量保有報告書（以下「本大量保有報告書」といいます。）において、同社が業務執行組合員であるESG投資事業組合を通じて、同月5日時点で株券等保有割合にして6.34%（議決権保有割合（2026年3月31日時点の当社の総株主の議決権の数（239,334個）に対する割合（小数点以下第三位四捨五入）をいいます。以下同じです。）にして6.58%）に相当する当社株券等を保有していることを公表して以降、当社株券等を急速かつ大量に買い集め（以下、Be Braveによる市場内外における当社株券等の急速かつ大量の買い集めを「本株式買集め」といいます。）、2026年4月21日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書No.5（以下「変更報告書No.5」といいます。）によれば、同社が業務執行組合員であるESG投資事業組合を通じて、同年4月14日時点で株券等保有割合にして12.88%（議決権保有割合にして13.36%）に相当する当社株券等を保有するに至っていること、2026年2月20日に実施した当社とBe Braveの代表取締役である泉田和人氏（以下「泉田氏」といいます。）との面談において、泉田氏から、当社株券等をさらに買い集める可能性がある旨の意向が示されたこと等を踏まえ、2026年5月13日開催の取締役会において、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）を決定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2））として、以下の当社株券等に係る大規模買付行為等に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決議いたしました。

本対応方針は、2026年5月13日開催の当社取締役会の決議により導入され、同日付で効力を生じており、その当初有効期間は、本総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしております。当社は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの最終的な判断は株主の皆様によって行われるべきとの考えに基づき、株主の皆様のご意思をより反映させるため、同日開催の取締役会において、本対応方針の継続につき本総会の議案として付議することを決定いたしました。

つきましては、本対応方針を継続することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本総会において、本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、本対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

### 一 本対応方針の導入に至る経緯

当社はこれまで、Be Braveが2025年11月12日に本大量保有報告書を提出して以降、Be Braveの要請に応じて複数回にわたり面談及び電話でのやり取りを行うことで、当社の中期経営計画、株価純資産倍率（PBR）、株主資本配当率（DOE）等といったBe

Braveの関心事項について議論を行う機会を設けてまいりました。そして、当社は、Be Braveを含む株主の皆様との対話を通じていただいたご意見・ご要望を真摯に受け止め、継続的に当社の経営課題について検討及び対応を行ってまいりました。具体的には、2026年1月30日に、2024年5月20日に開示した中期経営計画における資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応のアップデートとして、株主資本コストの再設定及びBSマネジメント方針の決定するとともに、2026年5月13日、2027年度から2029年度までの中期経営計画の基本方針を決定し、それらの内容を公表しております（詳細は2026年1月30日付当社プレスリリース「資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応について（アップデート）」及び2026年5月13日付当社プレスリリース「[新中期経営計画の基本方針]の公表について」をご参照ください）。

その間もBe Braveは、本株式買集めによる買付の目的、買付数、買付期間、買付者の概要、買付後の経営の基本的な方針等について明らかにしないまま、本株式買集めを継続し、2025年12月26日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書No.3によれば、同社が業務執行組員であるESG投資事業組合を通じて、同月19日時点で株券等保有割合にして10.57%（議決権保有割合にして10.97%）を保有し、当社の主要株主となり、また、2026年3月2日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書No.4によれば、同社が業務執行組員であるESG投資事業組合を通じて、同年2月20日時点で株券等保有割合にして11.87%（議決権保有割合にして12.31%）に相当する当社株券等を保有するに至りました。そのようななかで、2026年2月20日に行われたBe Braveと当社との面談（以下「2月20日面談」といいます。）において、Be Braveは、当社がPBR1倍を達成するため、DOE8%の配当を2期連続で行うこと等を当社に要求しました。また、Be Braveは、Be Braveの要求を聞き入れない場合には、株主提案を行う可能性や、本総会までに当社株式を30%まで買い増す可能性がある旨示唆しており、本株式買集めにより、当社の実効的な経営支配権を取得し、あるいは経営に対する影響力を高めることにより、Be Braveの意向に沿った経営判断を当社に強要しようとしていることが強く疑われる状況にあります。そして、実際にBe Braveは2月20日面談以降も当社株式の買集めを継続し、2026年4月21日に提出された本大量保有報告書に係る変更報告書No.5によれば、同社が業務執行組員であるESG投資事業組合を通じて、同年4月14日時点で株券等保有割合にして12.88%（議決権保有割合にして13.36%）に相当する当社株式を保有するに至っております。

また、当社の最新の株主名簿（2026年3月31日を基準日とするもの）上、複数の株主が前回の基準日（2025年9月30日）以降相当数の当社株式を取得していたことが確認されており、また、Be Braveの過去の投資活動において、大量保有報告書及びこれに係る変更報告書に共同保有者について記載しないまま、「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立していた旨認定されている事例（以下「本他社事例」といいます。）が存在する（注）ところ、本他社事例においてBe Braveとかかる関係を樹立したと認定されている一部の株主が、2025年9月30日から2026年3月31日までの間に、当社株式を取得したことが確認されています。これら株主とBe Braveの関係の有無及び程度については現在調査中であり、Be Braveが提出している本大量保有報告書及びこれに係る変更報告書には、共同保有者の記載はありませんが、複数の株主が、非常に近接した時期に

当社株式の取得を開始した上、ほぼ同じ時期の極めて短期間のうちに相当数の当社株式を買い上げる行為があったとすれば、これが相互に全く無関係に行われることは通常想定し難く、また、Be Braveの過去の投資活動として本他社事例が存在することを踏まえると、当社としては、複数の株主がBe Braveと実質的に共同して当社株式の買付けを行っている可能性も否定できないと考えております。

過去10年間に行われた当社の株主総会の議決権行使率の平均は、約75.88%であるため、当社の株主総会において会社法上の特別決議事項につき拒否権を有すると評価することのできる議決権割合は約25.30%であると考えられます。Be Braveの示唆した「30%」が株券等保有割合が議決権保有割合いずれの趣旨であるかは明確ではないものの、いずれの趣旨であっても、「30%」まで本株式買集めが行われれば、Be Braveは単独で株主総会における特別決議事項に係る実質的な拒否権を有するなど、当社の経営に対して重要な影響力を有することになります。

それにもかかわらず、Be Braveは、本株式買集めの目的や内容等について、具体的な情報を提供しないまま、本株式買集めを継続しております。当社といたしましては、Be Braveによる本株式買集めは、当社の経営に重大な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、当社や当社の一般株主の皆様に対し、十分な情報や検討時間を提供することなく行われるものであり、このような状況を懸念する一般株主の皆様当社株式の売却を強いる（即ち、強圧性を有する）可能性があると考えており、経済産業省作成に係る2023年8月31日付「企業買収における行動指針」に照らしても問題が大きいものとも考えております。

以上を踏まえ、当社取締役会は、本株式買集めの状況やこれまでの経緯等に鑑みると、Be Braveが、今後その議決権割合を20%以上とすることを目的とする大規模買付行為等（下記四3.(1)で定義されます。以下同じです。）を行う蓋然性が相応に高いと合理的に判断できることに加え、かかる状況下において、その他の当事者による大規模買付行為等が企図されるに至る場合も想定し、これらの大規模買付行為等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対してどのような影響を及ぼし得るかについて、株主の皆様が適切なご判断をするために必要な情報と時間を確保するとともに、当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者（下記四3.(1)で定義されます。以下同じです。）と交渉又は協議を行うことができるよう、かかる大規模買付行為等については、当社取締役会の定める一定の手續に基づいてなされることが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の最大化に資するとの結論に至りました。

その結果、当社取締役会は、2026年5月13日、基本方針を決定し、本対応方針を導入することを決議いたしました。当該取締役会においては、本対応方針の導入について、独立社外取締役3名を含む取締役全員の賛成によって決議されており、独立社外監査役2名を含む当社監査役全員も本対応方針の導入に同意しております。

なお、本対応方針は、すでに具体化している本株式買集めを受け、Be Brave又はその関係者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであり、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものです。

（注）2023年12月11日付東洋証券株式会社のプレスリリース「当社株式の大規模買付行為等への対応方針に関するBe Brave、UGSアセットマネジメント、キャピタル・マネジメント及びエピック・グループ間の共同協調関係の認定についてのお知らせ」。なお、

Be Braveが本他社事例において「当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」を樹立していたと当社が認定しているものではありません。

## 二 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社企業グループの財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、特定の者による当社株券等の大規模買付行為等について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを否定するものではなく、かかる大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断は、最終的には当社の株主の皆様のご意思に基づいて行われるべきものと考えております。

しかしながら、株券等の大規模買付行為等のなかには、その目的等から見て企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株券等の大規模買付行為等の内容等について検討し又は対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、大量買付の対象となる会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社企業グループの企業価値の源泉は、当社のお客様からの信頼と当社企業グループのブランド力、独自性のある高品質な製品を世界中に供給できる当社企業グループのビジネスモデル、当社の従業員、取引先や地域社会等のステークホルダーとの信頼関係等にあると考えております。当社株券等の大規模買付行為等を行う者がこれらの当社の企業価値の源泉を理解し、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることとなります。当社は、このような当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない大規模買付行為等を行うものは、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大規模買付行為等に対しては、必要かつ相当な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

## 三 当社の企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する特別な取組み

### 1. 当社の企業価値の源泉について

当社企業グループは、1914年の創業以来、100年を超える歴史のなかで培ってきた工業用環縫いミシンの専門メーカーとしての確固たる技術力を基盤に、世界の「衣料文化」の発展に貢献するべく商品ラインナップを拡張し、企業活動を展開してまいりました。また、2007年に立ち上げたオートモーティブ事業においては、自動車用安全ベルト及びエンジンルーム関連部品等の自動車部品を通じて、世界中の人々の生命の安全を守る事業として、最高の品質を提供することに努めております。

このように、当社企業グループの事業は、アパレルマシナリー事業及びオートモーティブ事業の2つの事業を柱としております。アパレルマシナリー事業では、当社は、縫製工

場でアパレル生産に使用される工業用ミシンのうち、主としてニット衣料等の縫製に用いられる「環縫いマシン」においてトップブランドとしての地位を築いていると自負しております。環縫いマシンは、伸縮性や装飾性に優れ、ニット素材のみならず多様な製品の縫製に広く利用されており、この分野において長年にわたり技術、品質、顧客対応力を蓄積してきたからこそ、世界の縫製現場から厚い信頼を獲得できているものと考えております。オートモーティヴ事業においては、アパレルマシナリー事業で培った、ダイカスト加工技術を用いて、自動車用ダイカスト部品をはじめとする高い技術力を要する部品の製造販売を行い、グローバルな供給体制のもとで事業基盤の拡充を進めております。このような当社の商品・サービスの品質・魅力を評価するお客様からの信頼とその集積としての当社企業グループのブランド力は、当社の企業価値の重要な源泉となっております。

また、当社企業グループは、グローバル戦略のもと、自社で研究開発した独自性のある工業用マシン及び工業用ミシンの製造で培ったダイカスト技術を応用した小型の自動車用ダイカスト部品等、高品質な製品を世界各地の製造・販売拠点を通じて、グローバルに供給するビジネスモデルを構築しております。

当社企業グループにおいてはこのようなビジネスモデルを有することにより、長年にわたり「製品・サービス・品質」を高い水準で社会に提供し続けることが可能となっております。また、このようなビジネスモデルを維持し、発展させていくためには、これらを支える技術・知見を有するだけでなく、グローバルな事業展開を支えている役職員が必要不可欠であるとともに、高品質な材料・部品を供給するサプライヤーや、各国に展開する販売代理店等のステークホルダーとの信頼関係も必要不可欠です。

以上のとおり、当社においては、当社のお客様からの信頼と当社企業グループのブランド力、独自性のある高品質な製品を世界中に供給できる当社企業グループのビジネスモデル、当社の従業員、取引先や地域社会等のステークホルダーとの信頼関係等が、当社の企業価値の源泉を構成していると考えております。

## 2. 企業価値向上のための取組み

当社企業グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するため、企業理念である「人と技術を通じて、よりよい製品・サービス・品質の提供に取り組み、社会の発展に貢献すること。」を意識した経営を行っております。

具体的には、アパレルマシナリー事業においては、アパレル生産地域の変化や自動化・省力化需要の高まりを踏まえ、地域ニーズに即応した戦略立案、販売網の強化及び人材育成を進めております。今後は、熟練工不足を背景とする自動化・省力化ニーズに対応し、デジタル制御ミシンの開発を進めるとともに、価格競争力を有するエントリー機種種の市場投入により顧客層の拡大を図っております。

また、オートモーティヴ事業においては、中国、ベトナム及びメキシコの3か国4拠点の生産体制を活かし、新規顧客及び新規部品の獲得を通じて持続的な成長と事業拡大を目指しております。足元では、中国における値下げ要請や通商政策の影響等、厳しい経営環境のもと、当社は地域分散した供給体制を活かし、収益基盤の強化に努めております。

さらに、当社企業グループは、以下の諸施策を通じて企業価値向上に取り組んでおります。

(1) 中長期的な成長戦略の推進

当社は2024年5月20日に中期経営計画を発表しており、そのなかで、主要な成長戦略として以下を掲げております。

アパレルマシナリー事業

- ・省力機種・デジタル制御ミシン等の新製品開発による製品力強化
- ・ベトナム工場の生産能力向上による生産体制拡充
- ・エントリー機種の戦略的投入における販路拡大

オートモーティブ事業

- ・生産設備の増強による供給体制構築
- ・技術開発による製品ラインナップの拡充とコスト削減
- ・日系・非日系大手自動車部品メーカーへの販路拡大

また、2026年5月13日には、新中期経営計画の基本方針を発表し、アパレルマシナリー事業については輸出縫製でのシェア拡大、新興国の内需縫製の市場開拓、生産体制のさらなる進化、オートモーティブ事業については売上拡大に向けた営業強化、生産性向上によるコストダウン、特殊鑄造の高付加価値品の市場投入を事業戦略とする方針を打ち出しております。

(2) 人的資本への投資

当社企業グループでは、グローバルな企業展開に必要な人材を積極的に採用し、新入社員研修、階層別・職能別研修に加え、必要に応じて海外研修も実施しております。また、当社企業グループの全従業員のうち8割強が海外関連会社の従業員であることを踏まえ、性別や国籍にかかわらず、国際性を持ち備えた能力・実績を重視する人物本位の人材登用を行っております。

(3) 財務戦略及び資本効率向上への取組み

当社は、資本コストや株価を意識した経営の実現に向けた対応として、2024年5月20日に公表した中期経営計画に基づく取組みを進めるとともに、2026年1月30日には、PBR 1 倍の達成及びROE向上を目指し、「リターンの最大化」に加えて「投下資本の最小化」を追求するBSマネジメント方針の導入を決定しております。同方針のもと、営業キャッシュ・フローのみならず余剰現預金も配分原資とし、必要に応じて借入も活用しつつ、成長投資と株主還元の最適なバランスを図ることとしております。さらに、株主還元については、従来の配当性向にとらわれず、配当に加えて自己株式取得も柔軟に活用する方針を示しております。

(4) サステナビリティ戦略

当社企業グループは、持続的な企業価値向上と持続可能な社会の実現を一体的に推進しております。サステナビリティへの取組みに関しては、リスク及び機会を踏まえ、重要度の高い課題のなかから、廃棄ロス（衣類ロス等）削減への貢献、CO2排出量の削減、働きがいのある職場環境の実現、人的資本の拡充、技術革新への貢献、快適な着心

地と安全性の追求、持続可能なサプライチェーンマネジメントの実現及びガバナンス体制の強化の8項目をマテリアリティとして特定しております。

### 3. コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、以下のとおりコーポレート・ガバナンス体制を整備し、経営の公正性、透明性及び効率性を高め、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

#### (1) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社企業グループは、コンプライアンスとリスクマネジメントの重要性を認識し、収益の極大化と併せて、株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーとの信頼関係に因るため、コーポレート・ガバナンスの充実を最も重要な経営課題の一つと位置付け、その整備・拡充に努めております。また、積極的な情報開示を通じて経営内容の透明性を高め、長期的な信頼関係を構築することを基本的な考え方としております。

#### (2) 企業統治体制の概要

当社は監査役設置会社であり、経営の意思決定・監督機関としての取締役会と、その意思決定に基づく適切な業務執行を目的とした執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能の分離を図っております。現在、取締役会は取締役6名で構成され、そのうち社外取締役は3名であり、かつ全員が独立役員として指定されております。社外取締役には、国内外における製造業の経営に関する経験及び深い見識を有する者ならびに税務・会計の専門性を有する者を選任しており、経営陣から独立した立場から、一般株主との利益相反の回避を含めた客観的な提言及び監督機能を果たしております。

また、当社は、取締役等の指名・報酬などに係る取締役会機能の独立性、客観性及び説明責任を強化するため、任意の委員会として「指名・報酬委員会」を設置しております。同委員会は、独立社外取締役を委員長とし、代表取締役社長及び独立社外取締役3名の合計4名で構成され、委員総数の過半数を独立社外取締役としております。

#### (3) その他

当社は、2026年2月に行った政策保有株式の売却に加え、指名・報酬委員会の議長の独立社外取締役への変更、第5号議案を原案どおり承認可決いただくことを条件として行う譲渡制限付株式報酬制度の導入等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高める取組みを順次実行しております。

その他、当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては、当社のコーポレート・ガバナンス報告書をご参照ください。

## 四 本対応方針の目的及び内容

### 1. 本対応方針の目的

本対応方針は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、上記二に記載した基本方針に沿って導入されるものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等を受け入れるか否かの判断を十分検討した上で適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主総会（注）（以下「株主意思確認総会」といいます。）によって株主の皆様のご意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認が適切になされるためには、その前提として、大規模買付者からの必要十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必須であると考えております。そのため、大規模買付行為等がなされる場合に、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めるとともに、かかる情報提供を実効性あるものとし、当該情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。

以上のとおり、当社取締役会は、大規模買付者に対し、本対応方針に従うことを求めます。また、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、本対応方針に従って株主の皆様との判断を得る機会を確保できるよう、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

（注）会社法第295条に規定される決議事項を決議する会社法上の株主総会に限らず、会社法における株主総会に関する規定に準じた手続により開催され、同条に規定される決議事項以外の事項について勧告的決議を行う場合も含めて「株主意思確認総会」と記載しております。以下同じです。

### 2. 本対応方針の概要

#### (1) 本対応方針に係る手続

上記のとおり、当社としては、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断は、最終的には、株主の皆様によってなされるべきものと考えておりますので、株主意思確認総会により対抗措置の発動について承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が撤回されない場合には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保を図るため、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置を発動することとしています。

また、本対応方針は、株主の皆様によるご判断の前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求め、かかる情報に基づき株主の皆様が、当該大規模買付行為等がなされることの是非を熟慮されるために要する時間を確保し、そのうえで、株主意思確認総会を通じて、当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認することを目的としておりますので、万一、かかる趣旨が達成されない場合、即ち、大規模買付者が、下記3.に記載した手続を遵守せず、下記3.(2)④に記載する株主意思確認総会を開催する以前に大規模買付行為等を実行しようとする場合、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、所定の対抗措置

を発動することとしています。

(2) 独立委員会の設置

当社は、本対応方針の運用に関して、本対応方針を適正に運用し、当社取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性・合理性を担保するため、独立委員会規則（概要につきましては、別紙1をご参照ください。なお、独立委員会の委員は別紙2「独立委員会委員略歴」をご参照ください。）に基づき、独立委員会を設置しております。独立委員会は、当社取締役会に対し、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について勧告するものとします。当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の是非等について判断します。

なお、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザー等）の助言を得ること等ができるものとします。なお、かかる助言を得るに際して要した費用は、合理的な範囲で全て当社が負担するものとします。

独立委員会の決議は、原則として現任の委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行います。ただし、独立委員会委員に事故あるとき、あるいは、その他特段の事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行います。

(3) 対抗措置としての新株予約権の無償割当ての利用

上記(1)で述べた対抗措置が発動される場合においては、当社は、非適格者による権利行使は認められない旨の差別的行使条件、及び非適格者以外の株主が所有する新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、非適格者が所有する新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、新株予約権無償割当て（会社法第277条ないし第279条）の方法により、当社の全ての株主の皆様に対して割り当てることとなります（詳細は下記4.をご参照ください。）。

(4) 当社による本新株予約権の取得

本対応方針に従って本新株予約権の無償割当てがなされ、当社による本新株予約権の取得と引換えに、非適格者以外の株主の皆様に対して当社株式が交付される場合には、非適格者の有する当社株式の議決権割合は、一定程度希釈化されることとなります。

3. 本対応方針の内容（基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み）

(1) 対象となる大規模買付行為等

本対応方針において、「大規模買付行為等」とは、

- ①特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）に係る買付その他の行為（当該行為より前にすでに特定株主グループの議決権割合が20%以上であった場合における当該特定株主グループによる買付

その他の行為を含みます。市場取引、公開買付けその他具体的な買付方法の如何を問わず、また、公開買付けの開始を含みますが、これに限られません。以下同じです。)

- ②結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となるような当社株券等に係る買付その他の行為、又は
- ③上記①又は②に規定される各行為の実施の有無にかかわらず、特定株主グループが、当社の他の株主その他の保有者（複数である場合を含みます。以下、本③において同じとします。）との間で行う行為であり、かつ、当該行為の結果として当該他の株主その他の保有者が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注4）を樹立する行為（注5）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

であると合理的に判断される行為を意味します（ただし、いずれも事前に当社取締役会が本対応方針を適用しないことに同意したものを除きます。）。

また、「大規模買付者」とは、上記のとおり、かかる大規模買付行為等を自ら単独で又は他の者と共同ないし協調して行う又は行おうとする者を意味します。

(注1) 特定株主グループとは、(i)当社の株券等の保有者（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）、(ii)当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）ならびに(iii)上記(i)又は(ii)の者の関係者（これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者を併せたグループをいいます。）、ならびに(iv)上記(i)ないし(iii)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者を意味します。

(注2) 議決権割合とは、特定株主グループによる具体的な買付その他の行為の方法に応じて、(i)特定株主グループが当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者及びその共同保有者である場合の当該保有者の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。ただし、本対応方針に

おいては、同項にいう「当該発行者の発行済株式の総数」（株券等保有割合の計算にあたっての除数）は、「当該発行者の発行済株式の総数（当該発行者が自己株式として保有する株式を除く）」と読み替えます。）又は(ii)特定株主グループが当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等を行う者及びその特別関係者である場合の当該買付け等を行う者及び当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。かかる株券等保有割合の計算上、(イ)同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ)当該保有者又はその共同保有者との間でフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関ならびにこれらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、ならびに(ハ)上記(イ)又は(ロ)に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引（ToSTNeT-1）により当社株券等を譲り受けた者は、当社企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から問題ないと考える旨の取締役会による認定がない限り、本対応方針においては当該保有者の共同保有者とみなします。また、かかる株券等所有割合の計算上、共同保有者（本対応方針において共同保有者とみなされる者を含みます。）は、本対応方針においては当該買付け等を行う者の特別関係者とみなします。なお、株券等保有割合又は株券等所有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）、発行者が保有する自己株式の数、及び総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、半期報告書又は自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

(注3) 株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。

(注4) 「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、現在又は過去の資本関係（共同支配の関係を含みます。）、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社の株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等や、当該特定株主グループ及び当該他の株主その他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎として、共同協調行為等の認定基準（別紙3。ただし、独立委員会は、会社法及び金融商品取引法その他の法律、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等ならびに当社株式が上場されている金融商品取引所の規則等（以下「法令等」と総称します。）の改正（法令等の名称の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。以下同じです。）又は裁判例の動向等に照らして、合理的範囲内で当該基準を改定できるものとします。）に基づいて行うものとします。

(注5) 本文の③所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が合理的に判断するものとします（かかる判断にあたっては、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。）。なお、当社取締役会は、本文の③所定の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

また、本対応方針においては、仮に本対応方針の導入の公表時点において、すでに特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、当該特定株主グループは「大規模買付者」に該当するものとし、当該特定株主グループとの関係では、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含まれます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主その他の保有者との間で行う行為を「大規模買付行為等」として取り扱うこととします。

そのため、仮に、本対応方針の導入の公表時点において、すでに、特定株主グループの議決権割合が20%以上となっている場合や、上記③に掲げる行為により特定株主グループと他の株主その他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となっている場合においては、新たに上記①若しくは②に掲げる買付行為（疑義を避けるために付言すると、当社株券等を新たに1株取得する行為も含まれます。）、又は新たに上記③に掲げる他の株主その他の保有者との間で行う行為について、本対応方針に定める手続に従うことが必要となります。

## (2) 本対応方針の発動に係る手続

本対応方針は、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてそのご意思を表明する機会の確保を目的としたものであるところ、事務手続上、当社の株主意識確認総会の開催には、相応の準備期間を要します。また、本対応方針は、株主の皆様が当該大規模買付行為等の是非を熟慮される前提として、大規模買付者からの情報提供を求め、その情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために要する時間を確保することも目的としております。

そこで、大規模買付者から大規模買付行為等に関する情報を取得し、かつ株主の皆様の熟慮期間を確保した上で、確実に株主意識確認総会を経られるよう、大規模買付者には、本対応方針に定める以下の手続に従っていただくものとします。

### ①大規模買付行為等説明書の提出

大規模買付者には、本対応方針導入後に大規模買付行為等に該当する行為を行う場合は、その60営業日前までに、大規模買付行為等説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。大規模買付行為等説明書には、実行することが企図されている大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、金融商品取引法第27条の3第2項に規定する公開買付届出書に記載すべき内容に準じる内容を日本語で記載していただいた上、大規模買付者の代表者による署名又は記名押印をしていただき、当該署名又は記名押印を行った代表者の資格証明書を添付していただきます。

当社取締役会が、大規模買付者から大規模買付行為等説明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じその内容について公表いたします。

### ②情報提供

当社は、大規模買付者に対し、遅くとも当社取締役会が大規模買付行為等説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。以下同じです。）に、

株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる情報（以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。なお、本必要情報の一般的な項目は別紙4のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性及び大規模買付行為等の内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものとします。

当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。当社取締役会は、大規模買付者から受領した情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主の皆様において当該大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために不十分であると合理的に判断する場合には、大規模買付者に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報を提供するように求める（かかる判断にあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重します。）ことがあります。この場合には、大規模買付者においては、当該期限までに、かかる情報を当社取締役会に追加的に提供していただきます。当該情報が提供された場合にも、当社は、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

### ③取締役会評価期間

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等説明書を受領した日から60営業日以内で取締役会が合理的に定める期間を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。なお、取締役会評価期間については、上記②の情報提供の完了時ではなく、大規模買付行為等説明書の受領日を期間の起算点としていることに鑑み、暦日ではなく営業日をベースとしております。

また、当社取締役会は、当初の取締役会評価期間の経過後も上記評価・検討を行うために必要な情報・時間が不足するものと合理的に認める場合には、独立委員会の勧告に基づき、合理的に必要な範囲内で取締役会評価期間を20営業日を上限として延長することができるものとします。当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決議した場合には、適用ある法令等に従って、延長を行う理由及び延長期間を適時適切に開示します。

今後の大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（ただし、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び同総会の終結後）でなければ実施してはならないものとします。

### ④株主意思確認総会の開催

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、株主意思確認総会を開催することを取締役会評価期間内に決定し、当該決定後実務上合理的な範囲で速やかに準備のうえで株主意思確認総会を開催します。株主意思確認総会の開催の決定に際しては、独立委員会の意見を最大限尊重して判断するものとします。株主意思確認総会においては、対抗措置の発動に関する議案に対する賛否を求める形式により、大規模買付行為等

がなされることを受け入れるか否かに関する株主の皆様のご意思を確認します。また、当社取締役会は、当該株主意思確認総会において、大規模買付行為等がなされることに代わる当社の企業価値については株主共同の利益の確保・向上に向けた代替案を提案することがあります。かかる提案をするにあたっては、当社取締役会は、独立委員会の意見を最大限に尊重するものとします。なお、当社取締役会は、株主意思確認総会の開催を迅速に行うため、株主意思確認総会の開催を決定する前の段階で、予備的に基準日の設定等を行う場合があります。

株主の皆様には、大規模買付行為等に関する情報をご検討いただいた上で、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについてのご判断を、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案に対する賛否の形で表明していただくこととなります。そして、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様が議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。また、株主意思確認総会を開催する場合には、議決権を行使できる株主の範囲（近時の裁判例や大規模買付行為等の態様等も踏まえ、適切に当該株主の範囲を決定することを予定しております。）、議決権行使の基準日、当該株主意思確認総会の開催日時等の詳細について、適時適切な方法によりお知らせします。

株主意思確認総会が開催される場合には、大規模買付者は、株主意思確認総会の終結の時まで、大規模買付行為等を実施してはならないものとし、すでに大規模買付行為等が実施されている場合には、買付けの中断や撤回、公開買付期間の延長等、適切な措置を講じなければならないものとし、す。

#### ⑤対抗措置

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認したにもかかわらず、大規模買付者が大規模買付行為等を中止又は撤回しない場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、下記4.に記載する対抗措置（(a)差別的行使条件及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て、及び(b)それに続いて、当社株式を対価として非適格者以外の保有者から当該新株予約権を強制取得することにより、非適格者の保有する当社の議決権を希釈化すること）を発動します。これに対し、株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認しなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。

ただし、大規模買付者が上記①から③までに記載した手続を遵守せず、上記④に記載する株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行又は継続しようとする場合には、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かに関し、大規模買付者から開示される情報に基づき株主の皆様が熟慮されるために必要な時間を確保することができず、株主の皆様のご意思を確認する機会も確保することもできなくなります。従って、かかる場合には、当社取締役会は、特段の事由がない限り、株主意思確認総会を経ることなく対抗措置を発動できるものとし、当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するにあたっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとし、当社取締役会が、対抗措置の発動について決議を行った場合には、適用ある法令等に従って適時適切に開示します。

#### 4. 対抗措置（本新株予約権の無償割当て）の概要

当社が、本対応方針に基づく対抗措置として実施する本新株予約権の無償割当ての概要は、以下のとおりです（以下に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権の無償割当て決議に際して当社取締役会が別途定めるものとします。）。

##### (1) 割り当てる本新株予約権の内容

- ①本新株予約権の目的となる株式の種類  
当社株式
- ②本新株予約権の目的となる株式の数  
本新株予約権1個の目的となる株式の数は、当社取締役会が別途定める数とします。
- ③本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1円に各本新株予約権の目的となる株式数を乗じた額とします。
- ④本新株予約権を行使することができる期間  
本新株予約権を行使することができる期間は、当社取締役会が別途定める一定の期間とします。
- ⑤本新株予約権の行使の条件  
(a)非適格者が保有する本新株予約権（実質的に保有するものを含みます。）は、原則として行使することができません。

「非適格者」とは、以下のいずれかに該当する者をいいます（注1）。なお、当社取締役会は、ある者が非適格者に該当するかを判断するにあたり（注2）、共同協同行為等の認定基準（別紙3）に基づいてなされた独立委員会の意見を聴取し、独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

- (i)大規模買付者（大規模買付者及び大規模買付者の支配株主等（金融商品取引法施行令第14条の7第1項第1号）をいいます。）
- (ii)大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項）
- (iii)大規模買付者の共同保有者が特別資本関係（金融商品取引法施行令第9条第1項）を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (iv)大規模買付者の特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項）
- (v)大規模買付者の特別関係者が特別資本関係を有する者（当該者が特別資本関係を有する者を含み、以下同じです。）
- (vi)当社取締役会が以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
- (x)上記(i)から本(vi)までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け

又は承継した者  
(y)上記(i)から本(vi)までに該当する者の「関係者」(注3)

(注1) ただし、上記のいずれかに該当する者であっても、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、非適格者に該当しないものとします。

(注2) 当社取締役会は、非適格者の該当性が問題となっている者に対し、その判断に必要な情報等の提供を求めることがあります。

(注3) 「関係者」とは、これらの者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー又はこれらの者が実質的に支配し若しくはこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいいます。組合その他のファンドに係る「関係者」の判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情が勘案されます。

(b)本新株予約権者は、当社に対し、上記⑤(a)の非適格者に該当しないこと(第三者のために行使する場合には当該第三者が上記⑤(a)の非適格者に該当しないことを含みます。)についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとします。

(c)適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続の履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができます。なお、当社が上記手続及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではありません。

(d)上記⑤(c)の条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。

#### ⑥取得条項

当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権を、当社取締役会が定める対価をもって又は無償で、取得することができます。

#### (a)対抗措置を発動する場合(非適格者以外の本新株予約権者からの取得)

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で、

上記⑤(a)及び(b)の規定に従い行使可能な（即ち、非適格者に該当しない者が保有する）もの（下記⑥(b)において「行使適格本新株予約権」といいます。）を、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の整数部分に該当する数の当社株式を対価として、取得することができます。

(b) 対抗措置を発動する場合（非適格者からの取得）

本対応方針における対抗措置を発動する場合、当社は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日以後の日で当社取締役会が定める日において、未行使の本新株予約権で行使適格本新株予約権以外のものを、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で非適格者の行使に一定の制約が付されたもの（以下に記載する行使条件及び取得条項その他当社取締役会が定める内容のものとし、以下、当該新株予約権を「第2新株予約権」といいます。）を対価として、取得することができます（1株未満の端数は切り捨てられます。）。

(i)行使条件

第2新株予約権の保有者は、次のいずれの条件も満たす場合その他当社取締役会が定める場合には、第2新株予約権につき、第2新株予約権の行使後の大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%又は当社取締役会が別途定める割合（2026年5月13日時点の大規模買付者の当株券等に係る議決権割合が20%を超えている場合には、当該大規模買付者との関係では、「20%又は当社取締役会が別途定める割合」は、「2026年5月13日時点の大規模買付者の議決権割合」に読み替えられるものとし、以下同じです。）を下回る範囲内でのみ行使することができます。

(x) 大規模買付者が大規模買付行為等中止又は撤回し、かつ、その後も大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合であること。

(y) (α)大規模買付者の議決権割合（ただし、その計算にあたっては大規模買付者やその共同保有者又は特別関係者以外の非適格者についても当該大規模買付者の共同保有者又は特別関係者とみなして算定を行うものとし、また、非適格者の保有する第2新株予約権のうち行使条件が充足されていないものは除外して算定します。）として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回っている場合であること、又は、(β)大規模買付者の議決権割合として当社が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合以上である場合において、大規模買付者その他の非適格者が、当社が認める証券会社に委託をして当社株式を市場内取引を通じて処分し、当該処分を行った後における大規模買付者の議決権割合として当社取締役会が認めた割合が20%若しくは当社取締役会が別途定める割合を下回った場合であること。

(ii)取得条項

当社は、第2新株予約権が交付された日から10年を経過する日以降、11年を経過する日までの間において当社取締役会が別途定める日に、未行使かつ行使条件が充足されていない第2新株予約権を、その時点における当該第2新株予約権の公正価額に相当する金銭を対価として取得することができます。

(c) 本新株予約権の強制取得に関する条件の充足の確認は、上記⑤(b)に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとします。なお、当社は、本新株予約権の行使が可能となる期間の開始日の前日までの間は、いつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来日をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとします。

⑦譲渡承認

譲渡による本新株予約権の取得には、当社取締役会の承認を要します。

⑧資本金及び準備金に関する事項

本新株予約権の行使及び取得条項に基づく取得等に伴い増加する資本金及び資本準備金に関する事項は、法令等の規定に従い定めるものとします。

⑨端数

本新株予約権を行使した者に交付する株式の数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てます。ただし、当該新株予約権者に交付する株式の数は、当該新株予約権者が同時に複数の新株予約権を行使するときは各新株予約権の行使により交付する株式の数を通算して端数を算定することができます。

⑩新株予約権証券の発行

本新株予約権については新株予約権証券を発行しません。

(2) 株主に割り当てる本新株予約権の数

当社株式（当社の有する自己株式を除きます。）1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てることとします。

(3) 本新株予約権の無償割当ての対象となる株主数

当社取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株式の全株主（当社を除きます。）に対し、本新株予約権を割り当てます。

(4) 本新株予約権の総数

当社取締役会が別途定める基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、当社が有する自己株式の数を除きます。）と同数とします。

(5) 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

当社取締役会が別途定める基準日以降の日で当社取締役会が別途定める日とします。

(6) その他

本新株予約権の無償割当ては、①株主意思確認総会による承認が得られ、かつ、大規模買付行為等が中止若しくは撤回されない場合（仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基

づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合)、又は、②大規模買付者が上記3.(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等(当社株券等の追加取得を含みます。)を実施しようとする場合(仮に、事後的に大規模買付行為等が行われていることが合理的に確認された場合には、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき定めた合理的な期間内に、大規模買付行為等に該当する当社株式の保有等やその具体的可能性が解消されなかった場合)のいずれかが充足されることを条件として効力を生じるものとします。

また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てに係る手続を開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合(例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等)には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります。

当社取締役会は、発動した対抗措置を中止又は撤回することを決定した場合には、速やかにその旨を開示します。

## 5. 株主及び投資家の皆様への影響

### (1) 本対応方針の導入時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の無償割当て自体は行われませんので、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本新株予約権は、基準日時点における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合により無償で割り当てられますので、その行使を前提とする限り、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値に関して希釈化は生じません。

もっとも、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間中に本新株予約権の行使を行わない場合には、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式の価値が希釈化することになります。ただし、本新株予約権については、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一斉に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。当社がかかる取得の手続を行った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに、当社株式を受領することとなり、すでに保有している株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、新たに受領する株式と合わせれば、保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が、本新株予約権の無償割当てを中止し又は無償割当てされた本新株予約権を無償で強制取得する場合には、1株当たりの当社株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

このように、当社株式の価値の希釈化が最終的に生じるかどうかは、当社が一旦本新株予約権の無償割当ての決議を行った後であっても、諸般の事由により変更が生じる可

能性がありますので、投資家の皆様は十分にご留意ください。

本新株予約権の行使又は取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使又は取得に際して、非適格者の法的権利又は経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、非適格者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。もともと、本新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、割当期日以降、本新株予約権の行使又は本新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が当社株式が交付される場合には、株主の皆様が振替口座に当社株式が記録されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち本新株予約権に帰属する部分について、譲渡による投下資本の回収がその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

大規模買付者が上記3.(2)に記載した手順を遵守し、かつ、株主意思確認総会において対抗措置の発動に係る議案につき株主の皆様のご承認が得られない場合には、本新株予約権の無償割当ては実施されません。また、当社取締役会は、対抗措置の発動として本新株予約権の無償割当てを開始した後に対抗措置を発動する必要性がなくなったと判断した場合（例えば、大規模買付者が大規模買付行為等を撤回し、今後大規模買付行為等を実施しないことを書面により誓約した場合等）には、対抗措置の発動を中止又は留保することがあります（その場合には、適用ある法令等に従って、適時適切な開示を行います。）。1株当たりの当社株式の価値の希釈化が生じることを前提に売買等を行った株主及び投資家の皆様は、これらの事態のいずれかが生じる場合には、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

### (3) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に必要な手続

#### (a) 本新株予約権の無償割当ての手続

当社取締役会において、本新株予約権の無償割当てを行うことを決議した場合、当社は、本新株予約権の無償割当てのための基準日を定め、適時適切に開示いたします。この場合、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社の株主の皆様に対し、その所有する普通株式数に応じて本新株予約権が無償で割り当てられます。従って、当該基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された当社株主の皆様は、格別の手続を要することなく、当然に本新株予約権の割当てを受けることとなります。

#### (b) 本新株予約権の行使の手続

当社は、取締役会が別途定める基準日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対し、原則として、本新株予約権の行使請求書（行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日、当社株式の記録を行うための振替口座（特別口座を除きます。）等の必要事項、ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。）その他本新株予約権の行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様が、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり、本新株予約権の目的となる株式の数に1円を乗じた額を払込取扱場所に払い込むことにより、1個

の本新株予約権につき当社取締役会が定める数の当社株式が交付されることとなります。

なお、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、本新株予約権の行使の結果として交付される当社株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が本新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設していただく必要がある点にご留意ください。

#### (c)当社による本新株予約権の取得の手続

株主の皆様は、割当てられた本新株予約権は、上記4.(1)のとおり、行使の条件や行使に関する手続が定められておりますが、原則として、行使期間の到来に先立ち、それらに付された取得条項に基づき当社が一律に強制取得し、行使条件を充たしている本新株予約権に対して当社株式を交付することを予定しております。その場合には、当社は、法令等に従い、取得の日の2週間前までに公告をした上で、かかる取得を行います。

当社が、上記4.(1)⑥に従って、取得条項に基づき本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式の交付を受けることとなります。この際、株主の皆様において金銭の払い込みは必要ありませんが、当社から交付される当社株式を記録するための振替口座について、株主の皆様は一定の手続をお願いする場合があります。

ただし、非適格者については、本新株予約権の行使又は当社による取得等に関する取扱いが他の株主の皆様と異なり、上記4.(1)⑥(b)のとおり、第2新株予約権を対価として本新株予約権の取得が行われます。

#### (d)その他

当社は、上記の各手続の詳細について、実際にこれらの手続が必要となった際に、法令等に従って適時適切な開示を行いますので、当該内容をご確認ください。

## 五 本対応方針の合理性

### 1. 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる事前警告型買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会が2008年6月30日に発表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」、ならびに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」(2021年6月11日の改訂後のもの)の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されていると当社は考えております。

## 2. 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

本対応方針は、2026年5月13日開催の当社取締役会の決議により導入され、同日付で効力が生じており、その当初有効期間は、本総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしておりますが、当社は、大規模買付行為等を受け入れるか否かの最終的な判断は株主の皆様によって行われるべきとの考えに基づき、株主の皆様のご意思をより反映させるため、同日開催の取締役会において、本議案を本総会の議案として付議することを決定いたしました。本総会において、本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、本対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに際して、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様のご意思を反映いたします。大規模買付者が上記四3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ、対抗措置の発動の有無が決定されることとなります。

また、大規模買付者が上記四3.(2)に記載した手続を遵守せず、大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、当社取締役会限りで発動される場合がありますが、これは、株主の皆様に必要な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するためにやむを得ないものと考えております。なお、大規模買付者が上記四3.(2)に記載した手続を遵守しない場合であっても、対抗措置の発動にあたっては、株主の皆様のご意思をできる限り尊重するべく、当社取締役会の判断により、株主意思確認総会の承認を条件とすることがあります。

このように本対応方針は、株主の皆様のご意思を最大限尊重するものです。

## 3. 取締役会の恣意的判断の排除

上記2.のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が上記四3.(2)に記載した手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、上記四2.(2)のとおり、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うにあたって必要な事項について、独立委員会による勧告を必ず受けるものとしています。

当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

#### 4. デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記六に記載のとおり、当社の株主総会において選任された取締役で構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することが可能であるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はいわゆるスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

#### 六 本対応方針の廃止の方法及び有効期間

本対応方針は、2026年5月13日付でその効力が生じており、その当初有効期間は、本総会後最初に開催される取締役会の終結の時までとしておりますが、本総会において、本議案につき株主の皆様のご承認をいただいた場合には、本対応方針の有効期間は、本総会終結後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会（以下「次回定時株主総会」といいます。）終結後最初に開催される取締役会終結の時まで継続するものとし、他方、本総会において、本議案につき株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、株主の皆様のご意思に従い、本対応方針は有効期間の満了により失効することとなります。

また、本総会において、本議案につき株主の皆様のご承認をいただき、本対応方針の有効期間が次回定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時まで継続した場合において、次回定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結時に、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在するときは、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとし、

なお、上記のとおり、本対応方針は、すでに具体化している本株式買集めを踏まえ、Be Brave又はその他の当事者による大規模買付行為等への対応を主たる目的として導入されるものであるため、具体的な大規模買付行為等の懸念がなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておられません。

また、有効期間の満了前であっても、取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることとなります。

#### 七 その他の事項

法令等に改正があり、これらが施行された場合には、本対応方針において引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、これらの法令等の各条項を実質的に継承する当該改正後の法令等の各条項にそれぞれ読み替えられるものとし、

以上

## 独立委員会規則の概要

- ・独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・独立委員会の委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、(i)当社社外取締役、(ii)当社社外監査役又は(iii)社外の有識者のいずれかに該当する者のなかから、当社取締役会が選任する。社外の有識者は、実績ある会社経営者、官庁出身者、投資銀行業務若しくは当社の業務領域に精通する者、弁護士、公認会計士若しくは会社法等を主たる研究対象とする研究者又はこれらに準ずる者でなければならない。また、別途当社取締役会が指定する当該有識者の当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者でなければならない。
- ・独立委員会委員の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会後最初に開催される当社取締役会の終結の時までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。また、当社の社外取締役又は社外監査役であった独立委員会委員が当社の取締役又は監査役でなくなった場合（ただし、再任された場合を除く。）には、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。上記にかかわらず、本対応方針が独立委員会委員の任期の途中で廃止された場合には、独立委員会委員の任期は、当該廃止された日をもって終了するものとする。
- ・独立委員会は、以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容を、その理由を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、独立委員会における審議及び決議において、専ら当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - ① 本対応方針に係る対抗措置の発動の是非
  - ② 本対応方針に係る対抗措置の発動の停止
  - ③ ①及び②の他、本対応方針において独立委員会が権限を与えられた事項
  - ④ その他本対応方針に関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問した事項
- ・独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
- ・独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者（フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、税理士、コンサルタントその他のアドバイザーを含む。）の助言を得ることができる。
- ・各独立委員会委員は、買付等がなされた場合その他いつでも独立委員会を招集することができる。
- ・独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
- ・独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員の全員が出席（Web会議又は電話会議による出席を含む。以下同じとする。）し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故があるとき、あるいは、その他やむを得ない事情があるときは、独立委員会委員の過半数が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

以上

## 独立委員会委員略歴

本対応方針導入当初の独立委員会の委員として、当社の独立社外取締役である小高得央氏、田中知加氏及び杉山清和氏の3名を選任しましたが、独立委員会の活動の機動性等を考慮した結果、本議案につき株主の皆様のご承認をいただいた場合、第2号議案が原案どおり承認可決されることを条件として、本総会後は以下の3名を独立委員会委員として選任する予定です。

氏名：小高 得央

生年月日：1962年6月17日

略歴：

|           |  |
|-----------|--|
| 1986年 4月  | 三井物産株式会社 入社  |
| 1995年 1月  | 株式会社フルステリ 代表取締役社長  |
| 1997年 3月  | 大日実業株式会社 代表取締役社長   |
| 1997年 8月  | 大日化成工業株式会社 代表取締役社長   |
| 2006年 6月  | 株式会社アテクト 代表取締役社長   |
| 2007年 5月  | 株式会社アテクトコリア 代表取締役  |
| 2010年 1月  | アテクト・プロGRESSIV・アンド・イノヴェイティヴ・マニュファクチャリング株式会社（現 株式会社アテクトエンジニアリング）代表取締役社長 |
| 2010年 8月  | 上海昂統快泰商貿有限公司 董事長   |
| 2010年 11月 | 安泰科科技股份有限公司 董事長  |
| 2021年 2月  | 株式会社アテクト 取締役会長   |
| 2021年 6月  | 当社 社外取締役（現任）   |

小高氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏名：田中 知加

生年月日：1971年2月27日

略歴：

|           |                    |
|-----------|--------------------|
| 1999年 10月 | 株式会社ワーク 入社         |
| 2012年 11月 | 同社 取締役             |
| 2015年 2月  | 同社 代表取締役副社長        |
| 2015年 8月  | 同社 代表取締役社長（現任）     |
| 2021年 6月  | 当社 社外取締役（現任）       |
| 2023年 3月  | パテック株式会社 代表取締役（現任） |

田中氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

氏 名：溝渕 雅男  
生年月日：1982年3月28日  
略 歴：

2006年10月 弁護士登録大阪弁護士会 入会  
2006年10月 共栄法律事務所 入所（現任）  
2015年4月 関西学院大学法科大学院 非常勤講師  
2016年4月 立命館大学法科大学院 客員教授  
2019年4月 大阪公立大学法科大学院 特任教授（現任）  
2025年3月 当社 社外監査役（現任）

溝渕氏は、現在、当社の社外監査役であり、当社は、東京証券取引所に対して、同氏を当社の独立役員として届け出ております。

同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## 共同協調行為等の認定基準

※本基準は、本対応方針で定義される大規模買付者を含む「非適格者」の認定に際して、「これらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者」に当たるか否かを判定するための基準として用いるものであるが、「大規模買付者」の認定の前提となる「大規模買付行為等」の認定に際して、「当該特定株主グループと当該他の株主その他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かを判定するための基準としても用いることとする。

※認定は、認定の対象者（その親会社、子会社、その他認定の対象者と同一視すべき主体を含む。以下「認定対象者」という。）について、下記の各項目の要素に加え、当社の特定の株主との間での意思の連絡が「ない」ことを窺わせる直接・間接の事実の有無についても勘案した上で、総合判断の方法により行われるべきものとする。

※以下「買付者」には、「買付者」の親会社及び子会社（買付者を含め、「買付者グループ」という。）、買付者グループの役員及び主要株主を含むものとする。

1. 当社株券等を取得している時期が、買付者による当社株券等の取得又は重要提案行為等の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得行動が行われている期間と重なり合っているか
2. 取得した当社株券等の数量が相当程度の数量に達しているか
3. 当社株券等の取得を開始した時期が、買付者による当社株券等の取得の開始、当社に対する経営支配権の取得・重要提案行為をすること等の意向の表明など、買付者による当社の当社経営支配権の実質的な取得ないし当社経営への実質的影響力の獲得のための行動が開始された時期に近接し、又は本対応方針に係る議題を目的事項に含む株主総会の基準日など、買付者の行動に関連するイベントと近接しているか
4. 市場における当社株券等の取引状況が異常な時期（例えば、平均的な出来高に比して著しく出来高が膨らんでいたり、株価が先行する時期の平均株価に比して著しく急騰したりする時期）において、時期を同じくして当社株券等を取得しているなど、買付者による当社株券等の取得の時期及び態様（例えば、信用買い等を駆使しているかどうか）の特徴との間に共通性がみられるか
5. 買付者が株券等を取得している（又は取得していた）他の上場会社の株券等を取得していたことがあり、かつ、その取得時期や保有期間が当該特定の株主のそれと重なり合っているか
6. 上記5の重なり合う期間において、当該他の上場会社（買付者とともに認定対象者が株主となっていた他の上場会社）に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとした場合に、その株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か
7. 上記5記載の当該他の上場会社において、当該認定対象者及び買付者（ならびに認定対象者以外の者で買付者と同調して議決権等の共益権の行使を行った株主がいる場合には当該株主）による議決権等の共益権の行使の結果、取締役その他の役員の選解任が行われた場合において、当該変更後の役員の在任期間中に当該他の上場会社においてその中長期的な

- 企業価値又は株主価値の毀損のおそれ（例えば、重大な法令違反に該当する事象の発生又はそのおそれのある事象の発生、上場廃止、特設開示注意銘柄への指定、破産その他の法的倒産手続、大規模な希釈化を伴う株式又は新株予約権の発行）が生じているか。生じているとしてその中長期的な企業価値又は株主価値の毀損のおそれほどの程度か
8. 買付者との間で、直接・間接に出資関係ないし資金の貸借関係等が存在している又は存在していたことがあるか
  9. 買付者との間で、直接・間接に、役員兼任関係、親族関係（内縁関係など準じる関係を含む。以下同じ）、ビジネス上の関係、出身校その他のコミュニティのなかにおける人的関係が存在している又は存在していたこと、ならびに、一方が他方の従業員、組合員その他構成員である又はあったことがあるなどの人的関係が存在するか
  10. 当社に対する株主権（共益権）の行使が買付者のそれに同調したものであったか。同調したものであったとして、行使された株主権の種類、内容、株主権行使の結果等に照らして、その同調の程度はどの程度か（なお、この10を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
  11. 当社の事業や経営方針に関する言動等が買付者のそれと類似しているか。類似している言動等がある場合には、そのような言動等がされた時期、内容に照らして、その類似の程度はどの程度か（なお、この11を唯一の根拠として「非適格者」と認定してはならないものとする。）
  12. その代理人やアドバイザーが、買付者のそれと同じ事務所、法人、団体に属している若しくは属していたことがある、業務提携関係にある、同種案件を共同して遂行したことがある、及び／又は親族関係その他の人的関係があるなど、買付者との間において意思の連絡が容易となるような関係を有しているか（直接的なものであると間接的なものであるとを問わない。）
  13. その他、買付者との間で意思の連絡があることを窺わせる直接・間接の事実はあるか

以上

## 大規模買付者に提供を求める情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（共同保有者、特別関係者及び組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（具体的名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、財務内容、投資方針の詳細、当社及び当社企業グループ会社の事業と同種の事業についての経験、当社株式を保有する口座名義人の詳細等に関する情報を含みます。）
2. 大規模買付行為等の目的、方法及び内容等（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等対象となる株券等の種類、数及び大規模買付行為等に係る買付け等を行った後における当社の株券等に係る株券等所有割合、大規模買付行為等の対価の種類及び価額、大規模買付行為等の時期、大規模買付行為等に係る取引の相手方、関連する取引の仕組み、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性等（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、大規模買付行為等に関して第三者との間で行った協議の内容ならびに大規模買付行為等完了後の当社株券等の保有方針（第三者への売却予定の有無及びその詳細を含みます。）を含みます。）
3. 大規模買付行為等の当社株式に係る買付対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定機関の名称と当該算定機関に関する情報、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディスシナジーの内容ならびに金額及びその算定根拠を含みます。）
4. 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的名称、調達方法、実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容ならびに関連する取引の内容を含みます。）
5. 大規模買付行為等の完了後に意図する当社株主としての権利行使等に関する方針、当社及び当社企業グループ会社の役員派遣に関する意向及び候補（当社及び当社企業グループ会社の事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、当社及び当社企業グループ会社の経営方針、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策（自社株買入に関する方針を含みます。）、ならびに配当政策等（大規模買付行為等完了後における当社及び当社企業グループの資産の売却、担保提供、配当その他の処分に関する計画及び第三者との協業又は提携に関する計画を含みます。）に関する考え
6. 大規模買付行為等により当社の企業価値ひいては株主共同の利益にどのように資するのかについての考え（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社企業グループ会社の顧客、取引先、従業員等のステークホルダーと当社及び当社企業グループ会社との関係に関しての変更の有無及びその内容を含みます。）
7. 大規模買付行為等により当社の株券等の全ての取得を企図しない場合は、大規模買付行為等の完了後における当社の一般株主との利益相反の可能性への対処方針

以上

# 定時株主総会会場 ご案内図



**会場** 大阪市福島区福島五丁目6番16号  
ホテル阪神大阪 10階 ザ・ボールルームA  
TEL 06-6344-1661 (大代表)

**交通案内** JR西日本大阪環状線「福島駅」より徒歩1分  
JR西日本東西線「新福島駅」より徒歩3分  
阪神電車「福島駅」より徒歩3分

※なお当日は駐車場の準備はいたしておりませんので、あしからずご了承ください。

株主総会ご出席株主様へのお土産のご用意はございません。  
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

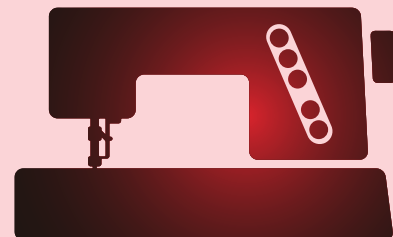
# 第80期

## 定時株主総会 株主総会資料 (別冊)

### 内容

---

- 事業報告
- 連結計算書類
- 計算書類
- 監査報告書



# 事業報告 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

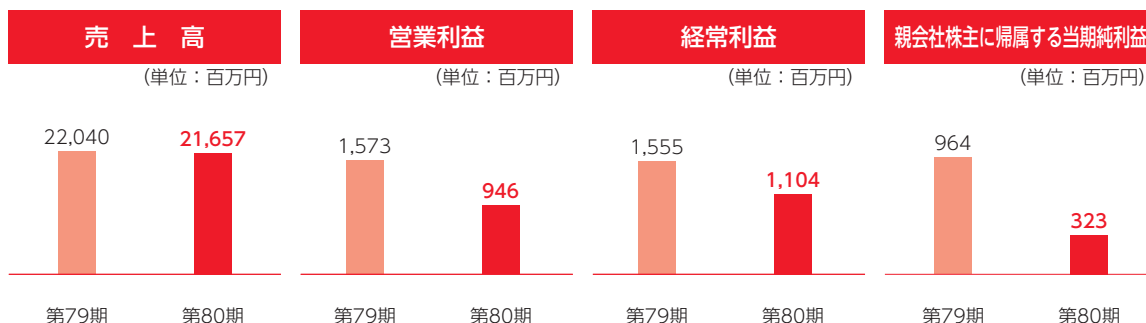
## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度における世界経済は、ロシア・ウクライナ紛争の長期化や中東情勢の不安定化を背景に、地政学的リスクが継続したほか、中国経済の低迷や米国関税措置の影響等もあり、先行き不透明な状況が続きました。こうしたなか、エネルギー価格や金融市場の変動を通じて、世界経済の成長に対する下振れリスクが意識される場面もありましたが、インフレ率の低下や実質所得の改善を背景に、主要国を中心に景気は総じて緩やかな回復基調を維持しました。

当社企業グループの主力事業であるアパレルマシナリー事業につきましては、バングラデシュで総選挙を抑えた金融引締めにより取引環境が悪化し、中国では景気減速等を理由として設備投資を見合わせる動きがありましたが、インドの需要は堅調に推移し、中南米で低価格市場の開拓を目的とした価格競争力を有した戦略機種 of 投入を進め、北アフリカではエジプト市場の拡大にも取り組みました。オートモーティブ事業につきましては、通期を通じて中国における厳しい環境下でいわゆる「内巻」による価格引下げ圧力の影響や米国通商政策の動向など不透明な外部環境が続きましたが、米州市場で日系自動車部品メーカーを中心として販売が増加し、海外拠点への技術支援や品質安定化、業務効率化などの面で本社機能の強化も進めました。

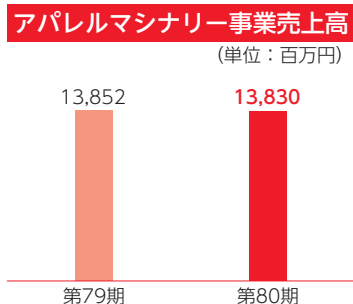
このような環境のもと、当連結会計年度の売上高は216億57百万円（前年同期比1.7%減）、営業利益は9億46百万円（前年同期比39.8%減）、経常利益は11億4百万円（前年同期比29.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は3億23百万円（前年同期比66.5%減）となりました。



### (アパレルマシナリー事業)

中国及びバングラデシュの主要市場では伸び悩みましたが、インドにおける堅調な売上に支えられ、中南米やエジプトなどの市場拡大が進んだ地域もあり、売上高は138億30百万円（前年同期比0.2%減）、セグメント利益は11億86百万円（前年同期比16.1%減）となりました。

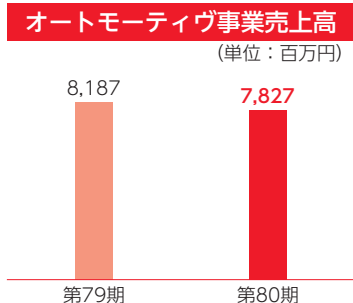
**主要な事業内容**  
各種工業用ミシン及び部品の製造・販売



### (オートモーティブ事業)

米州市場を中心に新規顧客の獲得を進め、グループとして省人化や業務効率化など原価改善に取り組みましたが、中国の厳しい価格引下げ圧力や他のアジア市場における競争激化などの影響により、売上高は78億27百万円（前年同期比4.4%減）、セグメント利益は9億72百万円（前年同期比23.1%減）となりました。

**主要な事業内容**  
自動車用部品の製造・販売



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4億86百万円であり、その主なものは以下のとおりであります。

| 会社名  | 内容                 | 設備投資額  |
|--|--------------------|--------|
| 天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司                              | ダイカストマシン等生産関連設備の増強 | 108百万円 |
| PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD. | ダイカストマシン等生産関連設備の増強 | 90百万円  |
| PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V.      | ダイカストマシン等生産関連設備の増強 | 82百万円  |
| ペガサス（天津）マシン有限公司                                | 加工設備の増強等           | 53百万円  |

## (3) 資金調達の状況

資金調達の機動性及び財務基盤の安定性向上を目的として、総額50億円のコミットメントライン契約を締結しました。

なお、本契約による借入れを含め、当連結会計年度に新たな借入金の調達はありませんでした。

## (4) 対処すべき課題

当社企業グループは、アパレルマシナリー事業及びオートモーティブ事業の2つの事業を展開しております。当社企業グループが製造・販売する製品及び部品は、世界各国・地域のユーザーを対象としており、世界経済の動向、地政学的リスクの高まり、各国・地域における通商政策や規制動向の変化ならびに顧客ニーズの多様化・高度化など、事業環境の変化に迅速かつ的確に対応することが求められております。製造業におけるデジタル化・自動化の進展、生成AIをはじめとする先端技術の実用化拡大など、事業を取り巻く前提条件は大きく変化しており、これらを事業機会として取り込むと同時に、リスクとして適切に管理していくことが重要となっております。

このような経営環境のもと、当社企業グループは以下の課題に取り組み、効率的なグループ経営を実現するとともに、収益性の向上に加えて、当社「サステナビリティ方針」に基づくサステナビリティ委員会において特定したマテリアリティを踏まえながら、関連課題にも持続的に取り組んでまいります。

### ①アパレルマシナリー事業：他メーカーとの差別化の徹底

アパレルマシナリー事業は、国内外の各メーカーと熾烈な競争を行っており、それに勝ち抜くための施策として、製品、サービス、品質の3つの要素に対して他メーカーとの差別化を徹底的に推進しております。製品では、開発テーマの明確化及び新製品をタイムリーに開発することを目指し、サービスでは、長年に亘り培われた技術を縫製業者の問題解決に活かすソリューションをタイムリーに提供することに注力し、品質では、ITを駆使した品質の見

える化の推進及び最新鋭の測定機器の導入による品質向上に努めてまいります。

#### ②アパレルマシナリー事業：販路拡大

アパレルマシナリー事業の主力市場は、これまでの中国から東南アジア地域（ベトナム、カンボジア、インドネシアなど）及び南アジア地域（インド、バングラデシュなど）へ移行してきており、近年では、アフリカ地域（エジプト、ケニア、エチオピアなど）も新たな市場として成長してきております。これらの環境変化に対応すべく、地域ニーズに即応した戦略を立案し、販売網の強化及び人材育成の注力に努めております。特にアジア地域で縫製されているアパレル製品はデザインや素材の多様化に伴い、高度な縫製技術への対応や品質安定が求められ、生産性の向上や省人化に向けた自動化・省力化機器への需要が高まっており、当社企業グループもそのような機器の拡販に努めております。一方、アフリカ地域においては、比較的安価な戦略機器を用いて、市場開拓を進めてまいります。

#### ③アパレルマシナリー事業：生産体制の拡充

アパレルマシナリー事業では、製造拠点の分散によるカントリーリスクの回避を目的として、中国及びベトナムに製造拠点を設けており、両拠点のいずれにおいても同一の生産が可能となる体制整備を進め、生産の柔軟性及び安定性の確保に努めております。

こうした共通基盤を前提としつつ、各国・地域の特性を活かし、新たな技術を取り入れた生産体制の構築を進めるとともに、サプライチェーンの一層の強化を通じて、部品・製品在庫の適正化及び原価低減に努めてまいります。

#### ④オートモーティブ事業：販路拡大及び供給体制の構築

当社企業グループは、成長戦略の第2の柱として自動車用部品を中心としたオートモーティブ事業に参入し、収益力の拡大を図ってまいりました。そしてグローバルなマーケットへの対応ならびにカントリーリスクの回避を目的として、中国、ベトナム及びメキシコに製造拠点を設けております。現在は、各製造拠点が主体となった事業運営を本社オートモーティブ事業本部が支援する体制にありますが、今後は本社オートモーティブ事業本部の機能を段階的に充実させ、技術及び品質の両面において本社主導の体制へと移行してまいります。本社を中心に品質・技術の標準化及び基盤整備を進め、各拠点への展開力及び再現性を高めることで、各拠点において均一な品質・技術水準の確保を実現し、お客様に選ばれる付加価値の高いものづくりを目指してまいります。

あわせて、生産能力の増強ならびに高機能化への対応に加え、自動車を構成するさらなる新規部品にも取り組み、セールスエンジニア投入による販路拡大を通じて、持続的な成長に努めてまいります。

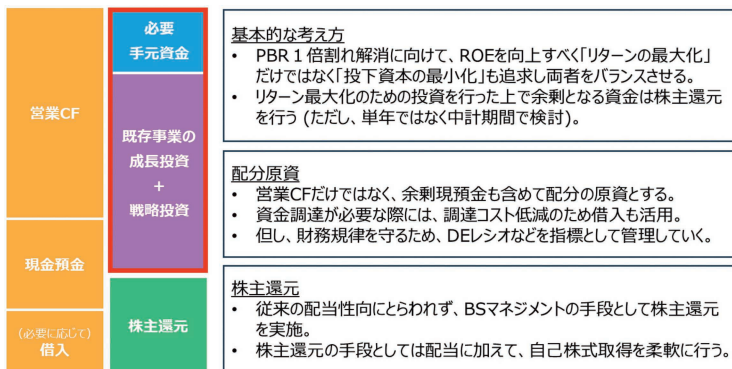
#### ⑤財務体質の強化

当社企業グループは、変化の激しい経営環境にあって企業としての基礎体力を向上させるため、財務体質の強化を行ってまいりました。今後もキャッシュ・フローに重点をおいた経営に注力し、財務体質の強化に努めてまいります。

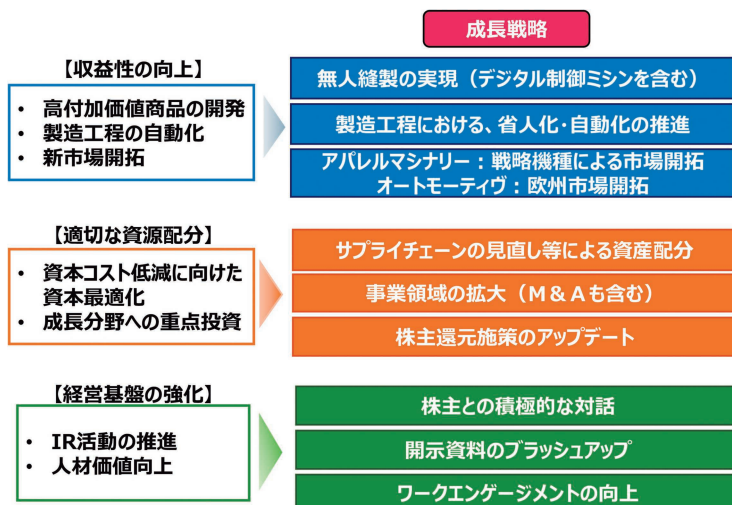
## ⑥資本コストや株価を意識した経営

当社企業グループは、株主資本コストを約9.0%とし、当該資本コストを超えるROEの実現を目指すとともにBSマネジメント方針を設定いたしました。成長戦略の推進とともに、リターン最大化に加えて投下資本の最小化を追求し、持続的な企業価値向上に取り組んでまいります。

### 【BSマネジメント方針】

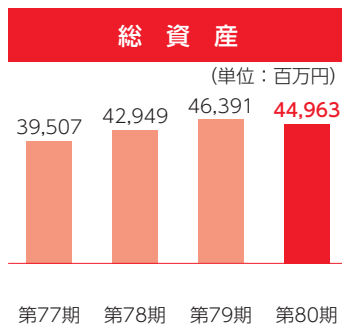
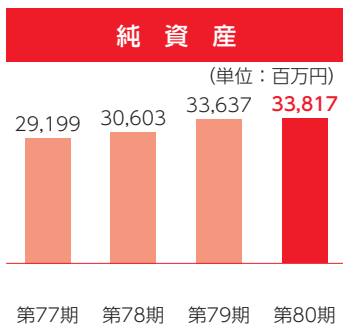
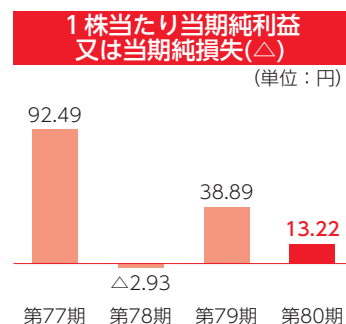
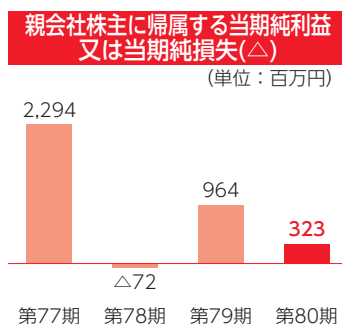
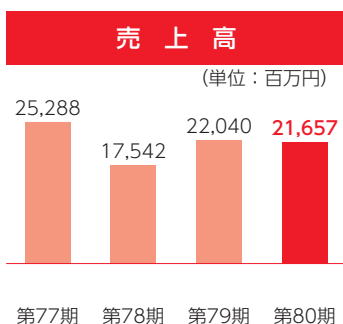


### 【成長戦略】



## (5) 財産及び損益の状況

| 区 分                           | 第77期<br>2023年3月期 | 第78期<br>2024年3月期 | 第79期<br>2025年3月期 | 第80期<br>2026年3月期 |
|-------------------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高                         | 25,288百万円        | 17,542百万円        | 22,040百万円        | 21,657百万円        |
| 親会社株主に帰属する<br>当期純利益又は当期純損失(△) | 2,294百万円         | △72百万円           | 964百万円           | 323百万円           |
| 1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)          | 92円49銭           | △2円93銭           | 38円89銭           | 13円22銭           |
| 純 資 産                         | 29,199百万円        | 30,603百万円        | 33,637百万円        | 33,817百万円        |
| 総 資 産                         | 39,507百万円        | 42,949百万円        | 46,391百万円        | 44,963百万円        |



## (6) 企業集団の主要な拠点 (2026年3月31日現在)

### ① 当社

| 名称      | 所在地    |
|---------|--------|
| 本社及び営業所 | 大阪市福島区 |
| 工場      | 滋賀県甲賀市 |

### ② 子会社等

| 国内外 | 名称   | 所在地              |
|-----|--|------------------|
| 国内  | 美馬精機株式会社                                       | 徳島県板野郡           |
| 海外  | PEGASUS SEWING MACHINE PTE. LTD.               | シンガポール           |
|     | PEGASUS CORPORATION OF AMERICA                 | アメリカ (マイアミ)      |
|     | PEGASUS EUROPA GmbH                            | ドイツ (カイザースラウテルン) |
|     | PEGASUS UNITED ASIA SDN. BHD.                  | マレーシア (クアラルンプール) |
|     | ペガサス (天津) ミシン有限公司                              | 中国 (天津)          |
|     | PEGASUS VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD.       | ベトナム (ハイフォン)     |
|     | 天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司                              | 中国 (天津)          |
|     | PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD. | ベトナム (ドンナイ)      |
|     | PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V.      | メキシコ (ヌエボレオン)    |
|     | 南通ペガサス自動車部品製造有限公司                              | 中国 (南通)          |

## (7) 従業員の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 企業集団の従業員数

| 従業員数   | 前連結会計年度末比増減 |
|--------|-------------|
| 1,576名 | 79名増        |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員 (103名) は含まれておりません。

### ② 当社の従業員数

| 従業員数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 231名 | 24名増      | 45.6歳 | 18.8年  |

(注) 上記従業員数には、臨時従業員 (3名) ならびに他社への出向者は含まれておりません。

## (8) 重要な親会社及び子会社の状況 (2026年3月31日現在)

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 重要な子会社の状況

| 会社名   | 資本金又は<br>出資金       | 当社の<br>出資比率     | 主な事業内容                        |
|---|--------------------|-----------------|-------------------------------|
| 美馬精機株式会社  | 100,000千円          | 100%            | 工業用マシン部品の製造                   |
| PEGASUS SEWING MACHINE<br>PTE. LTD.               | 400千<br>シンガポールドル   | 100%            | 工業用マシン及び部品の販売                 |
| PEGASUS CORPORATION OF<br>AMERICA                 | 1,500千<br>米ドル      | 100%            | 工業用マシン及び部品の販売                 |
| PEGASUS EUROPA GmbH                               | 1,022千<br>ユーロ      | 100%            | 工業用マシン及び部品の販売                 |
| PEGASUS UNITED<br>ASIA SDN. BHD.                  | 2,500千<br>リンギット    | 100%            | 工業用マシン及び部品の販売                 |
| ペガサス (天津) ミシン有限公司                                 | 21,367千<br>米ドル     | 97%             | 工業用マシン及び部品の製造・販売              |
| PEGASUS VIETNAM SEWING<br>MACHINE CO., LTD.       | 23,500千<br>米ドル     | 100%            | 工業用マシン及び部品の製造・販売              |
| 天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司                                 | 13,500千<br>米ドル     | 90%             | 自動車用ダイカスト部品を始めとする自動車用部品の製造・販売 |
| PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO<br>PARTS VIETNAM CO., LTD. | 10,952千<br>米ドル     | 83%             | 自動車用ダイカスト部品を始めとする自動車用部品の製造・販売 |
| PEGASUS AUTO PARTS<br>MONTERREY S.A. DE C.V.      | 578,623千<br>メキシコペソ | 100%<br>(0.01%) | 自動車用ダイカスト部品を始めとする自動車用部品の製造・販売 |
| 南通ペガサス自動車部品製造有限公司                                 | 7,948千<br>米ドル      | 100%            | 自動車用ダイカスト部品を始めとする自動車用部品の製造・販売 |

(注) 「当社の出資比率」欄の(内書)は、間接所有であります。

### ③ 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

## (9) 主要な借入先 (2026年3月31日現在)

| 借入先          | 借入金残高 (百万円) |
|--------------|-------------|
| 株式会社三井住友銀行   | 3,722       |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 1,322       |
| 株式会社滋賀銀行     | 597         |
| 株式会社三十三銀行    | 108         |
| 株式会社りそな銀行    | 101         |

(注) 借入金残高が100百万円以上の金融機関を記載しております。

## (10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2025年10月31日付で、JUKI株式会社との間で、「資本業務提携」を解消し、「業務提携」へ移行することについて公表いたしました。

## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 76,928,000株  
(2) 発行済株式の総数 23,941,524株 (自己株式887,076株を除く。)  
(3) 株主数 8,657名  
(4) 大株主

| 株主名   | 持株数     | 持株比率   |
|---|---------|--------|
| 立花証券株式会社  | 3,728千株 | 15.57% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)  | 1,738千株 | 7.26%  |
| 株式会社美馬  | 1,553千株 | 6.49%  |
| 板東 敬三   | 741千株   | 3.10%  |
| 吉田 隆子   | 709千株   | 2.97%  |
| 美馬 成望   | 649千株   | 2.71%  |
| 美馬 正道   | 478千株   | 2.00%  |
| トリリオン投資事業有限責任組合   | 460千株   | 1.92%  |
| SMB C日興証券株式会社   | 416千株   | 1.74%  |
| NORTHERN TRUST CO. (AVFC)<br>RE U. S. TAX EXEMPTED<br>PENSION FUNDS SEC LENDING | 408千株   | 1.71%  |

- (注) 1. 千株未満は切捨てて表示しております。  
2. 当社は、自己株式887,076株を保有しておりますが、上記株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

## (5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年10月31日開催の取締役会決議に基づき、同年11月1日から2026年3月31日の間、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引 (ToSTNeT-3) により、869,100株の自己株式を総額823,906,800円で取得いたしました。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等 (2026年3月31日現在)

| 地 位         | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況  |
|-------------|---------|---|
| 代表取締役社長     | 美 馬 成 望 | PEGASUS VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD. 理事長  |
| 専 務 取 締 役   | 岡 田 義 秀 | アパレルマシナリー事業本部長<br>ペガサス(天津)ミシン有限公司 董事長<br>管理本部管掌   |
| 常 務 取 締 役   | 美 馬 正 道 | オートモーティブ事業本部長<br>PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD. 理事長 兼 社長<br>PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V. 取締役<br>(議長)<br>南通ペガサス自動車部品製造有限公司 董事長<br>天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司 董事長 |
| 取 締 役       | 小 高 得 央 |   |
| 取 締 役       | 田 中 知 加 | 株式会社ワーク 代表取締役社長<br>パテック株式会社 代表取締役   |
| 取 締 役       | 杉 山 清 和 | 税理士(税理士法人SWATS 代表社員)<br>株式会社宗杉興産 代表取締役<br>株式会社神戸経営管理センター 取締役  |
| 監 査 役 (常 勤) | 吉 田 泰 三 | 美馬精機株式会社 監査役<br>ペガサス(天津)ミシン有限公司 監事<br>天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司 監事<br>PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V. 監査役<br>南通ペガサス自動車部品製造有限公司 監事   |
| 監 査 役       | 溝 淵 雅 男 | 弁護士(共栄法律事務所)<br>大阪公立大学法科大学院 特任教授  |
| 監 査 役       | 今 中 明 子 | 今中経営労務事務所 所長<br>社会保険労務士法人 a i 労務サポート 代表社員   |

- (注) 1. 取締役小高得央、田中知加及び杉山清和の各氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。なお、各氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
2. 監査役溝淵雅男及び今中明子の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、両氏は東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。
3. 監査役溝淵雅男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役今中明子氏は、税理士の資格を有しており、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 2026年3月31日現在の執行役員は、次のとおりであります。

| 地 位             | 氏 名      | 担 当   |
|-----------------|----------|---|
| 代表取締役社長<br>執行役員 | 美馬成望     | PEGASUS VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD. 理事長  |
| 専務取締役<br>執行役員   | 岡田義秀     | アパレルマシナリー事業本部長<br>ペガサス(天津)ミシン有限公司 董事長<br>管理本部管掌   |
| 常務取締役<br>執行役員   | 美馬正道     | オートモーティブ事業本部長<br>PEGASUS-SHIMAMOTO AUTO PARTS VIETNAM CO., LTD. 理事長 兼 社長<br>PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V. 取締役(議長)<br>南通ペガサス自動車部品製造有限公司 董事長<br>天津ペガサス嶋本自動車部品有限公司 董事長 |
| 上席執行役員          | ブローメルヴィン | PEGASUS SEWING MACHINE PTE. LTD. 会長<br>PEGASUS EUROPA GmbH 代表取締役会長<br>PEGASUS CORPORATION OF AMERICA 会長   |
| 上席執行役員          | 原口岳二     | 南通ペガサス自動車部品製造有限公司 総経理   |
| 執行役員            | 大垣元希     | 担当役員(生産技術部、品質保証部、滋賀工場) 兼 品質保証部長<br>美馬精機株式会社 取締役会長   |
| 執行役員            | 森達史      | 担当役員(販売部、製販管理部)   |
| 執行役員            | 鈴木貴康     | PEGASUS VIETNAM SEWING MACHINE CO., LTD. 社長   |
| 執行役員            | 横山尚輔     | PEGASUS AUTO PARTS MONTERREY S.A. DE C.V. 社長  |
| 執行役員            | 多田雅一     | 担当役員(総務部、情報システム部、財務経理部、経営企画部) 兼<br>情報システム部長   |
| 執行役員            | 那須慎治     | 担当役員(研究開発部、電気制御開発部)   |

- (注) 1. 美馬成望、岡田義秀及び美馬正道の各氏は、取締役を兼務しております。  
 2. 当事業年度において、下記の者が執行役員に選任されました。  
     2025年4月1日付 執行役員 横山尚輔  
     2025年6月1日付 執行役員 多田雅一  
     2026年2月1日付 執行役員 那須慎治

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項各号の定める最低責任限度額を限度として、責任を負担する旨を定めた契約を締結しております。

## (3) 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる役員に対する訴訟による損害を当該保険契約により填補することとしております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には填補の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は、当社及び当社子会社(PEGASUS UNITED ASIA SDN. BHD.を除く)における全ての取締役、監査役、執行役員及びカンパニーエグゼクティブであり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。ただし、海外子会社については、当社に在籍している海外子会社役員に限ります。

## (4) 取締役及び監査役の報酬等の額

### ① 取締役及び監査役の報酬等の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するように、株主利益と連動した報酬体系としております。具体的には、月額報酬として支払われる固定報酬及び連結業績の達成度により変動する業績連動報酬(以下「賞与」)によって構成されております。なお、業務執行に従事しない社外取締役の報酬は、経営の監視・監督機能を担う役割に鑑み、月額報酬のみとしております。

取締役の月額報酬水準及び賞与ファンド算定基準ならびに総額等の変更や決定をするにあたり、報酬及び賞与の水準及び総額の妥当性ならびに決定プロセスの透明性を担保するために、独立社外取締役を委員長とし、委員総数の過半数を独立社外取締役とする合計4名で構成される「指名・報酬委員会」の答申を受けて、取締役会が決定しております。

さらに毎年「指名・報酬委員会」のなかで、報酬の内容について、上記の決定方針と整合性がとれているか多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し決定方針に沿うものであると判断しております。

また、当社の監査役の報酬は、その役割を考慮し、基本報酬のみとしております。

なお、当社は取締役の個人別報酬等の内容に係る決定方針を指名・報酬委員会による審議を経て、2021年3月22日開催の取締役会で決定しております。

## ② 月額報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

月額報酬については、外部機関による役員報酬の支給水準に関する調査結果も参考にし、報酬水準の客観性を確保したうえで、「役割・責任度合い」ならびに「会社業績への貢献度」に基づいて、職位ごとに月額報酬水準を設定しております。

月額報酬については中長期的な観点も踏まえ、「担当領域の規模及び複雑性」に加え「会社業績への寄与度」などを含めた役員考課を毎年実施し、考課結果を勘案のうえで金額を決定することとし、一定のインセンティブとしての機能を設けております。

ただし、会社業績の著しい悪化等により、通常の方法で算出した報酬額を支給することが妥当でない状況においては、報酬の減額措置を講ずることがあります。

また、月額報酬のうち、役位ごとに定めた一定額以上を株式累積投資に拠出することとし、この拠出により取得した持分については、在任期間中の売買を禁止しております。これにより、中長期的に株価上昇へのインセンティブを付与しております。

## ③ 賞与の内容及び額の算定方式の決定に関する方針

賞与は現金報酬とし、直近の親会社株主に帰属する当期純利益（連結）に対し、内規で定められた一定割合をベースとして、「配当」「従業員の賞与水準」「他社の動向」「中長期業績及び過去の支給実績」などを総合的に勘案のうえ決定し、一定の時期に支給しております。

従って、賞与の支給総額は業績に応じて変動するため、総支給額における賞与の支給割合については変動いたします。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益（連結）は、当社企業グループにおける最終的な業績結果であり、かつ分配可能な資金として考えていることから同利益を賞与に係る指標の選定理由としており、当事業年度の実績は3億23百万円となっております。

## ④ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社取締役の報酬限度額は、2008年6月24日開催の第62期定時株主総会において、年額3億50百万円以内（決議当時の取締役：6名）と決議しております。

また、当社監査役の報酬限度額は、2007年6月26日開催の第61期定時株主総会において、年額30百万円以内（決議当時の監査役：3名）と決議しております。

⑤ 取締役の個人別報酬等の内容決定に係る委任に関する事項

当事業年度の当社取締役の個人別報酬等の内容決定については、月額報酬及び賞与において、代表取締役社長美馬成望に一任することを取締役会で決議しております。

代表取締役社長に委任する理由は、当社企業グループを取り巻く環境及び経営状況等を最も熟知しており、また各取締役の実績を把握したうえで合理的に各報酬額を判断できるためであります。

なお、支給総額については「指名・報酬委員会」の審議を経たのち、取締役会に上程、決定しております。

⑥ 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

| 役員区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |           |          | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|--------------------|-----------------|-----------------|-----------|----------|-----------------------|
|                    |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬等   | 非金銭報酬等   |                       |
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 149<br>(15)     | 117<br>(15)     | 31<br>(一) | —<br>(一) | 7<br>(4)              |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 20<br>(7)       | 20<br>(7)       | —<br>(一)  | —<br>(一) | 4<br>(3)              |

(5) 社外役員等に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係  
該当事項はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係  
該当事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

|           | 取締役会<br>(14回開催) |      | 監査役会<br>(14回開催) |      | 発言内容及びその他の活動状況  |
|-----------|-----------------|------|-----------------|------|---|
|           | 出席回数            | 出席率  | 出席回数            | 出席率  |   |
| 取締役 小高 得央 | 14回             | 100% | —               | —    | <p>製造業に関する経営者としての豊富な経験と深い見識をもとに、主として経営全般に関する重要事項について、意思決定の妥当性及び透明性の確保に資する発言を行っております。特に、中長期的な企業価値向上、ガバナンス体制の在り方等の観点から忌憚のない意見を述べ、取締役会における議論の深化に寄与しました。</p> <p>また2026年2月より「指名・報酬委員会」の委員長として、役員体制の妥当性及び報酬水準の公正性と決定プロセスの透明性の確保に向け、同委員会における審議・検討を取りまとめ、適切な監督を行っております。</p> |
| 取締役 田中 知加 | 14回             | 100% | —               | —    | <p>製造業に関する経営者としての豊富な経験と深い見識をもとに、主として人材戦略等の在り方について、意思決定の妥当性及び透明性の確保に資する発言を行っております。特に、人材の確保・育成や経営体制の整備等において事業環境や製造業を取り巻く経営課題を踏まえた観点から意見を述べ、取締役会における議論の深化に寄与しました。</p> <p>また「指名・報酬委員会」において、役員体制の妥当性及び報酬水準の公正性と決定プロセスの透明性を確保するための質問、助言を行っております。</p>                      |
| 取締役 杉山 清和 | 14回             | 100% | 3回              | 100% | <p>主に税理士としての専門的見地及び豊富な経験から主として経営戦略に関する重要事項について、意思決定の妥当性及び透明性の確保に資する発言を行っております。特に、中長期的な企業価値向上、ガバナンス体制の強化等の観点から、多角的に意見を述べ、取締役会における議論の深化に寄与しました。</p> <p>また「指名・報酬委員会」において、役員体制の妥当性及び報酬水準の公正性と決定プロセスの透明性を確保するための質問、助言を行っております。</p>                                       |

|           | 取締役会<br>(14回開催) |      | 監査役会<br>(14回開催) |      | 発言内容及びその他の活動状況  |
|-----------|-----------------|------|-----------------|------|---|
|           | 出席回数            | 出席率  | 出席回数            | 出席率  |   |
| 監査役 溝渕 雅男 | 14回             | 100% | 14回             | 100% | 主に弁護士としての専門的見地及び豊富な経験から資本コストや株価、市場からの評価を意識した経営の重要性について、客観的な立場から意見をいただいております。特に、企業価値向上に向けた資本政策や経営資源の配分等に関し、市場環境や投資家の視点を踏まえた問題提起を行うなど、取締役会における認識の共有及び検討の深化に寄与しました。    |
| 監査役 今中 明子 | 11回             | 100% | 11回             | 100% | 主に税理士としての専門的見地及び豊富な経験から人的資本の確保・育成、職場環境の整備及びハラスメント防止体制等について、客観的な立場から意見をいただいております。特に、企業風土が組織運営に与える影響に着目し、内部統制及びコンプライアンスの観点も踏まえた問題提起を行うなど、取締役会における認識の共有及び検討の深化に寄与しました。 |

- (注) 1. 取締役杉山清和氏は、2025年6月24日開催の定時株主総会終結の時までを任期として当社社外監査役として在任し、任期中の当事業年度において開催された監査役会（全3回）全てに出席しております。
2. 監査役今中明子氏は、2025年6月24日就任以降に開催された取締役会及び監査役会（全11回）全てに出席しております。

- ④ 当社の子会社から当事業年度の役員として受けた報酬等の額  
該当事項はありません。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

### (2) 報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 50百万円

当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 56百万円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について、監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、監査実施状況及び監査品質等について必要な検証を行った結果、会計監査人の監査活動の内容は相当であると判断したため、上記報酬金額に同意しました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項以外の業務である会計アドバイザリー業務についての対価を支払っております。

### (4) 子会社の監査に関する事項

子会社の一部は、当社の会計監査人以外の監査法人による監査を受けております。

### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨の規定を定款第26条第2項に設けておりますが、責任限定契約は締結しておりません。

### (6) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は当社の会計監査人の評価及び選定の基準に基づき、会計監査人の監査実施の内容、監査品質及びそれらの専門性と独立性等を勘案しまして、解任又は不再任もしくは再任の決定を行います。

## 6 会社の体制及び方針

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役の職務執行に係る文書及び情報の保存・管理

- ① 当社は、取締役会を始めとする重要な会議の意思決定に係る記録ならびに取締役が「決裁規程」に基づいて決定した文書など、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書等管理規程」に基づき、保存・管理いたします。
- ② 当社は、情報セキュリティに関する基本方針及び諸規程の整備ならびにパソコン、データ、ネットワーク等、各種情報のインフラに対して内外からの脅威が発生しないよう、適切な保護対策を実施いたします。

### (2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理体制の基礎として「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築いたします。
- ② 不測の事態が発生したときは、社長指揮下の対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害拡大を防止する体制を構築いたします。

### (3) 取締役の職務執行の効率性の確保

- ① 当社は、定例の取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督などを行っていきます。また、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行うために、原則毎週1回、各取締役を含めた経営会議を実施いたします。
- ② 業務の運営については、中期経営計画及び年度予算を立案し、全社的な目標を設定すると同時に、予算と実績の対比を原則毎月1回、取締役会で報告いたします。

### (4) 取締役及び使用人の職務執行の法令・定款適合性の確保

- ① 当社は、取締役及び使用人が法令及び定款を遵守し、社会規範に基づいた行動を取るための行動規範を示した「ペガサスグループ行動指針」に基づき、職制を通じて適正な業務執行の徹底と監督を行い、取締役及び使用人が一丸となって法令遵守の徹底や企業倫理の確立に努めていきます。また、コンプライアンス体制の充実・強化を推進するため、「コンプライアンス規程」に基づいたコンプライアンス委員会を設置することで相談・通報体制を確立いたします。
- ② 業務執行部門から独立した内部監査室は、定期的に内部監査を実施し、その結果を社長及び取締役会に報告するとともに被監査部署へフィードバックいたします。

- ③ 当社は、市民社会の秩序ならびに健全な企業活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、所轄官庁及び関連団体と協力し、その排除に努めるとともに、不当要求等に対しても組織全体で毅然とした態度で臨むことを徹底いたします。
- ④ 当社は、当社企業グループの財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向けた内部統制システムの構築を行ってまいります。その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な是正を行うことにより、金融商品取引法及びその他関係法令等の適合性を確保する体制を整備いたします。

## (5) 企業集団の業務の適正確保

- ① 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営意思を尊重しつつ、円滑な情報交換とグループ活動を推進するための定期的な報告ならびに重要案件については、事前協議を行ってまいります。さらに、当社及び各子会社と一体となった「コンプライアンス規程」を子会社ごとに制定し、同時にコンプライアンス推進担当者を設置することで相談・通報体制を確立いたします。
- ② 当社は、当社が定める「リスク管理規程」その他関連規定を定め、子会社にリスクマネジメントを行うことを求めるとともに、当社企業グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理いたします。
- ③ 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営分析及び指導全般、その他関係会社よりの協議事項ならびに関係会社の指導、育成上必要と思われる事項を実施し、また、業務の運営については、中期経営計画及び年度予算を立案し、各部門及び子会社を含めた全社的な目標を設定すると同時に、重要な事業計画の進捗や予算の実績管理を行うため、各部門及び子会社の経営数値等を原則毎月1回、取締役会で報告することにより、子会社の取締役等の職務執行の効率性を確保する体制を確立いたします。
- ④ 内部監査室は、各子会社について定期的に内部監査を実施するとともに、主要な子会社については、当社監査役が監査を行い、業務の適正を確保する体制を確立いたします。

## (6) 監査役の補助使用人

当社は、現在、監査役の職務を補助すべき使用人はおいてませんが、必要に応じて、監査役の業務補助のための監査役スタッフをおくこととし、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行ってまいります。

## **(7) 監査役の補助使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性確保**

当社は、必要に応じて監査役スタッフを設置する場合において、当該監査役スタッフは業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査役の指示命令に従うものいたします。また、必要に応じて内部監査室を中心とした関係部門がサポートいたします。

## **(8) 当社及び当社子会社の取締役等及び使用人の監査役への報告**

- ① 取締役は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したとき、法令に従い監査役に報告いたします。また、常勤監査役は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、コンプライアンス委員会や経営会議などの重要な会議に出席するとともに、主要な決裁願及びその他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人にその説明を求めていきます。
- ② 当社の監査役は、当社の会計監査人や内部監査室に会計監査や業務監査の内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていきます。
- ③ 当社及び子会社の取締役及び使用人は、法令等の違反行為等、当社又は当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社又は子会社のコンプライアンス委員会もしくは当社の子会社を管理する部門へ報告を行い、これらの委員会もしくは部門は当社取締役、監査役及び取締役会に対して報告を行っていきます。
- ④ 当社及び子会社の取締役及び使用人等は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っていきます。
- ⑤ 当社は、監査役への報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社企業グループの役員及び従業員に周知徹底いたします。

## **(9) その他監査の実効性の確保**

- ① 監査役は、取締役及び重要な使用人からヒアリングを実施し、会計監査人及び内部監査室とそれぞれ定期的な意見交換ができる体制を確立いたします。
- ② 監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理いたします。

## 7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

### (1) 内部統制システム全般に対する取り組みの状況

当社企業グループの内部統制システム全般の整備・運用状況を評価するため内部監査室が定期的に内部監査を実施しております。主要な子会社については監査役が監査を行い、業務の適正を確保する体制を確立しております。

### (2) コンプライアンスに対する取り組みの状況

当社は、コンプライアンス委員会を年2回開催し、コンプライアンス推進活動の状況や方針を確認しております。全社員を対象とした、コンプライアンス社内研修を年1回行い、法令及び定款を遵守するための取り組みを継続して行っております。また、当社企業グループは、統一した「コンプライアンス規程」を定め、当社企業グループ全体を通してコンプライアンスの実効性向上に努めております。

### (3) リスク管理体制に対する取り組みの状況

当社企業グループは、「リスク管理規程」に則り、リスクの特定及び対応策を策定し、定期的な見直しを行い、リスクの低減とその未然防止に取り組んでおります。また、経営に関わるリスクについては、別途「経営危機管理規程」を定めるとともに、災害に対しては「防災規程実施マニュアル」において、それに備えております。

### (4) 内部監査体制に対する取り組みの状況

内部監査室は、内部監査計画に則り、本社各部署、国内グループ会社を始め、海外グループ会社全社に対して定期的に内部監査を実施しております。その監査結果を社長及び取締役会に報告するとともに被監査部署へフィードバックしております。

---

本事業報告中の記載金額等は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目       | (ご参考)第79期<br>2025年3月31日現在 | 第80期<br>2026年3月31日現在 | 科 目           | (ご参考)第79期<br>2025年3月31日現在 | 第80期<br>2026年3月31日現在 |
|-----------|---------------------------|----------------------|---------------|---------------------------|----------------------|
| (資 産 の 部) |                           |                      | (負 債 の 部)     |                           |                      |
| 流動資産      | 31,074,543                | 30,622,078           | 流動負債          | 7,775,074                 | 6,994,676            |
| 現金及び預金    | 9,456,876                 | 10,516,787           | 支払手形及び買掛金     | 3,721,491                 | 2,573,657            |
| 受取手形及び売掛金 | 8,243,400                 | 6,761,108            | 短期借入金         | 2,350,000                 | 2,350,000            |
| 商品及び製品    | 7,725,918                 | 7,667,149            | 1年内返済予定の長期借入金 | 425,040                   | 776,240              |
| 仕掛品       | 917,283                   | 1,052,737            | リース債務         | 179,480                   | 111,317              |
| 原材料及び貯蔵品  | 4,011,960                 | 4,037,285            | 未払法人税等        | 90,151                    | 102,662              |
| 未収入金      | 77,675                    | 73,973               | 賞与引当金         | 155,068                   | 184,202              |
| その他       | 692,341                   | 660,905              | その他           | 853,840                   | 896,596              |
| 貸倒引当金     | △50,912                   | △147,868             | 固定負債          | 4,979,084                 | 4,152,001            |
| 固定資産      | 15,317,047                | 14,341,687           | 長期借入金         | 3,671,240                 | 2,895,000            |
| 有形固定資産    | 13,839,602                | 13,144,723           | リース債務         | 114,906                   | 78,918               |
| 建物及び構築物   | 8,000,490                 | 7,627,705            | 長期預り保証金       | 111,000                   | 108,000              |
| 機械装置及び運搬具 | 3,091,333                 | 2,894,978            | 繰延税金負債        | 340,336                   | 340,209              |
| 工具、器具及び備品 | 209,114                   | 178,312              | 退職給付に係る負債     | 414,708                   | 399,651              |
| 土地        | 588,503                   | 640,430              | その他           | 326,893                   | 330,222              |
| リース資産     | 64,524                    | 46,372               | 負債合計          | 12,754,158                | 11,146,677           |
| 使用権資産     | 1,657,620                 | 1,532,227            | (純 資 産 の 部)   |                           |                      |
| 建設仮勘定     | 228,015                   | 224,696              | 株主資本          | 24,113,954                | 23,166,984           |
| 無形固定資産    | 33,230                    | 23,480               | 資本金           | 2,255,553                 | 2,255,553            |
| 投資その他の資産  | 1,444,214                 | 1,173,483            | 資本剰余金         | 2,988,857                 | 2,988,857            |
| 投資有価証券    | 513,463                   | 89,995               | 利益剰余金         | 18,874,908                | 18,751,845           |
| 退職給付に係る資産 | 430,911                   | 584,118              | 自己株式          | △5,365                    | △829,272             |
| 繰延税金資産    | 374,218                   | 342,943              | その他の包括利益累計額   | 8,363,571                 | 9,448,335            |
| その他       | 125,621                   | 156,434              | その他有価証券評価差額金  | △190,550                  | －                    |
| 貸倒引当金     | －                         | △7                   | 為替換算調整勘定      | 8,314,959                 | 9,153,284            |
|           |                           |                      | 退職給付に係る調整累計額  | 239,161                   | 295,051              |
|           |                           |                      | 非支配株主持分       | 1,159,906                 | 1,201,767            |
| 資産合計      | 46,391,590                | 44,963,765           | 純資産合計         | 33,637,431                | 33,817,087           |
|           |                           |                      | 負債・純資産合計      | 46,391,590                | 44,963,765           |

※ 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(単位：千円)

| 科 目             | (ご参考)第79期                   | 第80期                        |
|-----------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                 | 2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで | 2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで |
| 売上高             | 22,040,325                  | 21,657,868                  |
| 売上原価            | 14,629,039                  | 14,576,999                  |
| 売上総利益           | 7,411,286                   | 7,080,869                   |
| 販売費及び一般管理費      | 5,837,826                   | 6,134,073                   |
| 営業利益            | 1,573,460                   | 946,795                     |
| 営業外収益           | 186,476                     | 375,872                     |
| 受取利息            | 80,351                      | 69,969                      |
| 受取配当金           | 2,369                       | 12,116                      |
| 為替差益            | －                           | 210,515                     |
| 投資有価証券売却益       | 42,733                      | 12,826                      |
| その他             | 61,021                      | 70,444                      |
| 営業外費用           | 204,412                     | 218,371                     |
| 支払利息            | 93,797                      | 85,198                      |
| 為替差損            | 82,595                      | －                           |
| シンジケートローン手数料    | 2,348                       | 49,000                      |
| その他             | 25,671                      | 84,173                      |
| 経常利益            | 1,555,524                   | 1,104,296                   |
| 特別損失            | －                           | 273,443                     |
| 減損損失            | －                           | 273,443                     |
| 税金等調整前当期純利益     | 1,555,524                   | 830,853                     |
| 法人税、住民税及び事業税    | 385,376                     | 342,079                     |
| 法人税等調整額         | 52,499                      | 24,849                      |
| 法人税等合計          | 437,875                     | 366,928                     |
| 当期純利益           | 1,117,648                   | 463,924                     |
| 非支配株主に帰属する当期純利益 | 152,740                     | 140,395                     |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 | 964,908                     | 323,528                     |

※ 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |            |          |             |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|----------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式  | 株 主 資 本 合 計 |
| 2025年4月1日残高               | 2,255,553 | 2,988,857 | 18,874,908 | △5,365   | 24,113,954  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |          |             |
| 剰余金の配当                    |           |           | △446,591   |          | △446,591    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |           |           | 323,528    |          | 323,528     |
| 自己株式の取得                   |           |           |            | △823,906 | △823,906    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |          |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | －         | －         | △123,062   | △823,906 | △946,969    |
| 2026年3月31日残高              | 2,255,553 | 2,988,857 | 18,751,845 | △829,272 | 23,166,984  |

|                           | その他の包括利益累計額      |              |                  |                   | 非支配株主持分   | 純資産合計      |
|---------------------------|------------------|--------------|------------------|-------------------|-----------|------------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 | 退職給付に係る<br>調整累計額 | その他の包括利益<br>累計額合計 |           |            |
| 2025年4月1日残高               | △190,550         | 8,314,959    | 239,161          | 8,363,571         | 1,159,906 | 33,637,431 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |              |                  |                   |           |            |
| 剰余金の配当                    |                  |              |                  |                   |           | △446,591   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益           |                  |              |                  |                   |           | 323,528    |
| 自己株式の取得                   |                  |              |                  |                   |           | △823,906   |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 190,550          | 838,324      | 55,889           | 1,084,763         | 41,861    | 1,126,625  |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 190,550          | 838,324      | 55,889           | 1,084,763         | 41,861    | 179,655    |
| 2026年3月31日残高              | －                | 9,153,284    | 295,051          | 9,448,335         | 1,201,767 | 33,817,087 |

※ 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 計算書類

## 貸借対照表

(単位：千円)

| 科 目       | (ご参考)第79期<br>2025年3月31日現在 | 第80期<br>2026年3月31日現在 | 科 目           | (ご参考)第79期<br>2025年3月31日現在 | 第80期<br>2026年3月31日現在 |
|-----------|---------------------------|----------------------|---------------|---------------------------|----------------------|
| (資 産 の 部) |                           |                      | (負 債 の 部)     |                           |                      |
| 流動資産      | 7,135,900                 | 7,585,537            | 流動負債          | 3,864,284                 | 4,376,495            |
| 現金及び預金    | 2,726,878                 | 1,647,111            | 支払手形          | 29,731                    | 21,453               |
| 受取手形      | 3,681                     | 9,127                | 買掛金           | 595,613                   | 774,709              |
| 売掛金       | 2,317,937                 | 3,601,864            | 短期借入金         | 2,300,000                 | 2,300,000            |
| 商品及び製品    | 286,186                   | 264,435              | 1年内返済予定の長期借入金 | 425,040                   | 765,240              |
| 仕掛品       | 210,117                   | 140,874              | リース債務         | 19,122                    | 19,122               |
| 原材料及び貯蔵品  | 1,223,838                 | 1,159,882            | 未払金           | 184,201                   | 181,284              |
| 未収入金      | 218,997                   | 254,221              | 未払法人税等        | 21,624                    | 33,000               |
| 関係会社短期貸付金 | －                         | 415,740              | 賞与引当金         | 152,136                   | 156,534              |
| その他       | 148,263                   | 92,279               | その他           | 136,814                   | 125,149              |
| 固定資産      | 17,844,272                | 16,687,711           | 固定負債          | 4,193,202                 | 3,378,503            |
| 有形固定資産    | 2,943,194                 | 2,810,336            | 長期借入金         | 3,611,240                 | 2,846,000            |
| 建物        | 2,156,339                 | 2,068,442            | リース債務         | 51,936                    | 32,813               |
| 構築物       | 42,509                    | 37,476               | 長期未払金         | 2,340                     | 1,620                |
| 機械及び装置    | 147,067                   | 150,385              | 長期預り保証金       | 111,000                   | 108,000              |
| 車両運搬具     | 241                       | 0                    | 退職給付引当金       | 378,520                   | 351,904              |
| 工具、器具及び備品 | 23,860                    | 27,553               | その他           | 38,165                    | 38,165               |
| 土地        | 474,346                   | 474,346              | 負債合計          | 8,057,487                 | 7,754,999            |
| リース資産     | 63,112                    | 45,730               | (純 資 産 の 部)   |                           |                      |
| 建設仮勘定     | 35,715                    | 6,402                | 株主資本          | 17,113,235                | 16,518,250           |
| 無形固定資産    | 11,177                    | 8,763                | 資本金           | 2,255,553                 | 2,255,553            |
| 投資その他の資産  | 14,889,900                | 13,868,611           | 資本剰余金         | 2,976,598                 | 2,976,598            |
| 投資有価証券    | 513,463                   | 89,995               | 資本準備金         | 2,158,010                 | 2,158,010            |
| 関係会社株式    | 4,418,855                 | 4,474,655            | その他資本剰余金      | 818,587                   | 818,587              |
| 関係会社出資金   | 9,256,835                 | 9,256,835            | 利益剰余金         | 11,886,448                | 12,115,370           |
| 関係会社長期貸付金 | 388,778                   | －                    | その他利益剰余金      | 11,886,448                | 12,115,370           |
| 前払年金費用    | 128,803                   | 198,244              | 別途積立金         | 2,500,000                 | 2,500,000            |
| 繰延税金資産    | 150,814                   | 128,690              | 繰越利益剰余金       | 9,386,448                 | 9,615,370            |
| その他       | 32,351                    | 27,308               | 自己株式          | △5,365                    | △829,272             |
| 投資損失引当金   | －                         | △307,109             | 評価・換算差額等      | △190,550                  | －                    |
| 貸倒引当金     | －                         | △7                   | その他有価証券評価差額金  | △190,550                  | －                    |
| 資産合計      | 24,980,172                | 24,273,249           | 純資産合計         | 16,922,685                | 16,518,250           |
|           |                           |                      | 負債・純資産合計      | 24,980,172                | 24,273,249           |

※ 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(単位：千円)

| 科 目            | (ご参考)第79期                   | 第80期                        |
|----------------|-----------------------------|-----------------------------|
|                | 2024年4月1日から<br>2025年3月31日まで | 2025年4月1日から<br>2026年3月31日まで |
| 売上高            | 7,479,934                   | 8,002,206                   |
| 売上原価           | 5,280,186                   | 5,609,214                   |
| 売上総利益          | 2,199,747                   | 2,392,991                   |
| 販売費及び一般管理費     | 2,273,846                   | 2,347,257                   |
| 営業利益又は営業損失 (△) | △74,099                     | 45,734                      |
| 営業外収益          | 716,697                     | 1,180,829                   |
| 受取利息           | 62,465                      | 49,595                      |
| 受取配当金          | 598,527                     | 808,177                     |
| 為替差益           | —                           | 302,243                     |
| その他            | 55,703                      | 20,812                      |
| 営業外費用          | 165,098                     | 139,155                     |
| 支払利息           | 66,603                      | 75,313                      |
| 為替差損           | 90,588                      | —                           |
| シンジケートローン手数料   | 2,348                       | 49,000                      |
| その他            | 5,557                       | 14,842                      |
| 経常利益           | 477,499                     | 1,087,408                   |
| 特別損失           | —                           | 307,109                     |
| 投資損失引当金繰入額     | —                           | 307,109                     |
| 税引前当期純利益       | 477,499                     | 780,299                     |
| 法人税、住民税及び事業税   | 90,565                      | 82,661                      |
| 法人税等調整額        | △24,056                     | 22,124                      |
| 法人税等合計         | 66,509                      | 104,786                     |
| 当期純利益          | 410,989                     | 675,512                     |

※ 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書 (2025年4月1日から2026年3月31日まで)

(単位：千円)

|                             | 株 主 資 本   |              |                     |                     |              |               |                     |          |             |
|-----------------------------|-----------|--------------|---------------------|---------------------|--------------|---------------|---------------------|----------|-------------|
|                             | 資本金       | 資 本 剰 余 金    |                     |                     | 利 益 剰 余 金    |               |                     | 自己株式     | 株主資本<br>合 計 |
|                             |           | 資 本<br>準 備 金 | その他<br>資 本<br>剰 余 金 | 資 本<br>剰 余 金<br>合 計 | その他利益剰余金     |               | 利 益<br>剰 余 金<br>合 計 |          |             |
|                             |           |              |                     |                     | 別 途<br>積 立 金 | 繰越利益<br>剰 余 金 |                     |          |             |
| 2025年4月1日残高                 | 2,255,553 | 2,158,010    | 818,587             | 2,976,598           | 2,500,000    | 9,386,448     | 11,886,448          | △5,365   | 17,113,235  |
| 事業年度中の変動額                   |           |              |                     |                     |              |               |                     |          |             |
| 剰余金の配当                      |           |              |                     |                     |              | △446,591      | △446,591            |          | △446,591    |
| 当期純利益                       |           |              |                     |                     |              | 675,512       | 675,512             |          | 675,512     |
| 自己株式の取得                     |           |              |                     |                     |              |               |                     | △823,906 | △823,906    |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) |           |              |                     |                     |              |               |                     |          |             |
| 事業年度中の変動額合計                 | -         | -            | -                   | -                   | -            | 228,921       | 228,921             | △823,906 | △594,985    |
| 2026年3月31日残高                | 2,255,553 | 2,158,010    | 818,587             | 2,976,598           | 2,500,000    | 9,615,370     | 12,115,370          | △829,272 | 16,518,250  |

|                             | 評価・換算差額等             |                | 純資産<br>合 計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
|                             | その他<br>有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |            |
| 2025年4月1日残高                 | △190,550             | △190,550       | 16,922,685 |
| 事業年度中の変動額                   |                      |                |            |
| 剰余金の配当                      |                      |                | △446,591   |
| 当期純利益                       |                      |                | 675,512    |
| 自己株式の取得                     |                      |                | △823,906   |
| 株主資本以外の項目の事業<br>年度中の変動額(純額) | 190,550              | 190,550        | 190,550    |
| 事業年度中の変動額合計                 | 190,550              | 190,550        | △404,435   |
| 2026年3月31日残高                | -                    | -              | 16,518,250 |

※ 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 PEGASUS  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 秀明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 中 愛

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社PEGASUSの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社PEGASUS及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書

## 独立監査人の監査報告書

2026年5月13日

株式会社 PEGASUS  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 高木 秀明

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 濱 中 愛

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社PEGASUSの2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社各部門、工場及び各子会社において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月13日

株式会社 P E G A S U S 監査役会

常勤監査役 吉田 泰三 ㊟

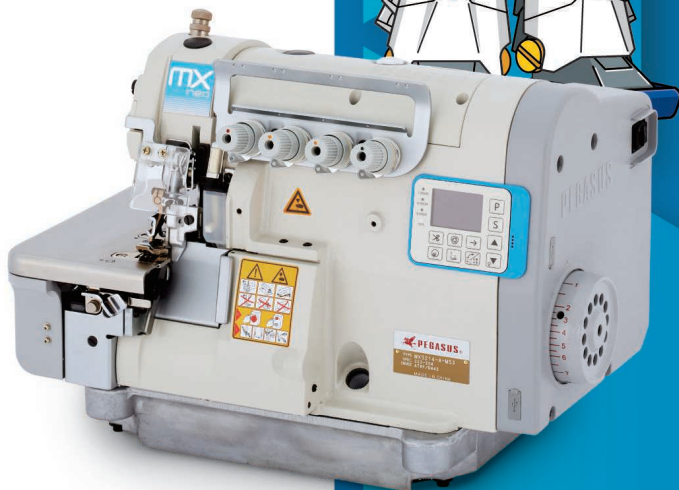
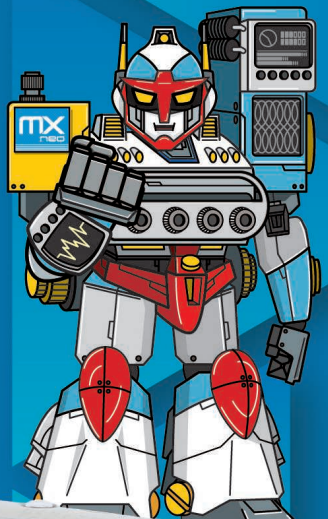
社外監査役 溝淵 雅男 ㊟

社外監査役 今中 明子 ㊟

以上



# MXneo Series



# WX600P SERIES

品質、美しさ、生産性  
すべてを叶える





**PEGASUS**